

官報号外

平成十七年五月十三日

○第一百六十二回 参議院会議録第一一一号

平成十七年五月十三日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十一号

平成十七年五月十三日

午前十時開議

第一 母体保護法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

第二 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 净化槽法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

環境大臣。

平成十七年五月十三日 参議院会議録第二十一号 請假の件 議事日程追加の件 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

〔國務大臣小池百合子君登壇、拍手〕
○國務大臣(小池百合子君) ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。
地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼし、その対策は人類共通の課題であります。このため、平成六年三月に発効した気候変動に関する国際連合枠組条約に基づき平成九年十二月に採択された、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減についての法的拘束力のある約束等を定めた京都議定書が本年二月十六日に発効し、世界の地球温暖化対策は新たな一步を踏み出しました。

一方、我が国の温室効果ガスの排出量は、平成十四年度には基準年である平成二年度に比べ七・六%の増加となっており、京都議定書の六%削減約束と合わせて一三・六%もの削減が必要な状況です。また、京都議定書の第一約束期間以降を見据え、長期的な展望に立つて国内対策を調整し推進していくことも必要であります。

このような状況を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民が総力を挙げて地球温暖化対策を一層推進していくための基盤を整備する必要があることから、本法律案を提案した次第であります。

○議長(扇千景君) この際、日程に追加して、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求め

たいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。小池

によつて、許可することに決しました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。

この際、日程に追加して、

以下、この法律案の主な内容について御説明申しあげます。

第一に、国の責務及び地方公共団体の責務について、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を講ずることを明確にいたします。

地球温暖化問題は、人間が生存していることによつて引き起こされた問題であり、私たち人間は、地球の自然の生態系を壊しているだけではなく、人間活動によつて発生する二酸化炭素など温

第二に、地球温暖化対策推進本部の所掌事務として、長期的展望に立つた地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整に関することを追加いたします。

第三に、自主的に排出抑制の取組を進めるための基盤を整備するため、温室効果ガス排出量の報告・公表等に関する制度を導入し、温室効果ガスを相当程度多く排出する者に、毎年度、温室効果ガスの排出量を報告することを義務付けるとともに、国において排出の情報を集計し公表することをいたします。その際には、排出者の権利利益についても適切に保護を図つてまいります。

このほか、政府は、平成二十年までに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることといたします。以上が地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。大石正光君。

〔大石正光君登壇、拍手〕

○大石正光君 私は、民主党・新緑風会の大石正光でございます。

ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対して、民主党・新緑風会を代表して政府並びに関係大臣に質問をいたします。

地球温暖化問題は、人間が生存していることに

よつて引き起こされた問題であり、私たち人間は、地球の自然の生態系を壊しているだけではなく、人間活動によつて発生する二酸化炭素など温

室効果ガスによって大気中のガス濃度を増加させています。このことにより、地球全体の地表や大気の温度を上昇させて、地球上に生きる動植物の生態系や人類の生存基盤を破壊させる重要な環境問題であります。

この重大な問題は、今までの流れを振り返ってみると、地球温暖化現象は、IPCC、気候変動に関する政府間パネルの第三次報告書によつて明らかにされました。

その内容は、全地球平均地上気温は二十世紀中に○・二から〇・六度C上昇する事実を、また、全地球平均海水面が二十世紀中に十から二センチメートル上昇していくことが報告をされました。また、氷河の後退や永久凍土の融解など地球的に気象変化をもたらして、世界じゅうの多くの生態系を壊している現実を提示したことは、地球上の人間活動によるものであることの証拠を示したことになりました。

この報告書を基に、各國は地球温暖化問題に対処するため、気候変動枠組条約を一九九二年五月に国際連合において採択され、一九九四年に発効されたものであります。一方、我が国は、一九九二年六月の国際連合環境開発会議において署名して、一九九三年五月に受諾しております。

この気候変動枠組条約の究極的な目的を達成するためには、締約国会議がスタートし、第三回締約国会議が一九九七年十二月に京都で開催されました。この会議において、先進国との温室効果ガス削減の法的拘束力を持つ議定書、すなわち京都議定書が採択されて、初めて地球全体が一体としてこの問題の解決への道をスタートしたのであります。

地球温暖化を防止するためには、温室効果ガスの削減の対象となる二酸化炭素、メタン、一酸化炭素など排出の制御及び削減に関する数量化をしなければなりませんでした。まず、第一約束期間として、二〇〇八年から二〇一二年に一九九〇年レベルに比較して五%削減することを目的として法的拘束力のある数値化された約束が定められました。

その内容は、第一に、五十五か国以上の国が締結すること。次に、締結した条約附属書Ⅰの国の一九九〇年の二酸化炭素の排出量の合計した量が一国の一酸化炭素の排出量の五五%以上にとどめること。この二つの条件を満たさなければ条約が発効されません。

の六%削減に取り組んできましたが、なぜ、この時期に環境哲学というものを世界に発表し行動しないかたるのでしょうか。日本が世界に飛躍できる一番のチャンスだったと思いますが、このことについて大臣の御意見をお伺いいたします。

京都議定書が採択されて以来、各国間の協議での合意が得られずにはいましたが、その運用の細則などが二〇〇一年十一月、マラケシュにおいて合意されました。私は、その当時、衆議院環境委員長としてマラケシュ会議に参加しておりましたが、今議での川口環境大臣の積極的な行動と決断によってこの議定書の締結が促進されたのであります。翌年の二〇〇二年二月三日、我が国は地球温暖化対策推進大綱の改正を行い、国内法を整備しました。翌年の二〇〇二年二月三日、我が国は地球

て二〇〇六年六月に国際連合に付託し、国内の排出ガスの規制と削減に努めてまいつております。

このような流れの中で、地球温暖化を防ぐためにはあらゆる努力をしなければならないことは、政府だけではなく、国民全体にとって最重要課題でもあります。

ることは言うまでもないことあります。しかし、私ども、日常生活を通じ、どのようにこの問題を理解し、どのような形で取り組み、努力をすればこの目的が達成できるかという担当者の説明書

が不足しているために、国民のこの問題に対する意識が欠けているように見受けられてなりません。なぜならば、私たちの毎日の生活の中で、便利でより良い生活や豊かさを求めて続けていますが、温暖化の法律は自分の生活レベルを下げる

り、日常生活の中の生き方や行動計画だけではなく、人生観や価値観までも変えなければ、二酸化炭素排出ガスの規制はできません。のことから

考えますと、この議定書での約束を達成するためには、（以下略）

には政府や行政が法的に規制をするだけでは到底達成することができないでしょう。

まず第一に、国民一人一人に環境問題、いかに

取り組めばいいのか、子供たちの未来についても考えてもらう必要があります。大臣の御見解をお

伺いをいたします。

人類は縄文弥生時代にはどのように生活をしていったのでしょうか。人類が生まれ、そして進化

の過程を考えると、多くの動物が生活をしている方法二大主義ないつこの二はよい。二大主義。

の生活をしていました。すなれど、生きている動植物との共生であり、相互依存をして暮らしてき

たはずではなかつたでしようか。どんなことでも問題こ迷つこう行を結まつ一二き一が、六く原古

問題は送り方で行き詰ったときにはよく原稿に立ち戻つてみようとするのが常と考えております

す。今回起こっている地球温暖化も、人間や生き物たちの生存の危機にある点では、すべての点で

物が他の生き物に与えられないで、自分の生き方を詰まっていると言つても過言ではないと考え

ます。

賞をした「邂逅の森」という本の中に、私たちが亡

れていた大切な生き方を書き記してあります。この小説は、マタギとして生きた大正時代の青

年の人生が書かれており、題名「邂逅の森」はすな

わち出会いの森ということなっています。皆様御承知のように、マタギは北東北の厳しい自然の

中で山の神を信じながら暮らし、古来からの伝統

と作法を基に狩猟をなりわいとした人であります。ある雑誌の記事の中で、縄文以来何千年も狩猟、採取で糧を得てきた狩人であるシカリである。

官 報 (号外)

父の言葉から、自然や生き物との生活と共存を教えられたという秋田県で現役のシカリをしてい、生活をしている松橋さんの言葉に、一番教えられたことは、マタギのしきたりを頭から忘れぬことだ。それと山の神様さ忘れねこと。春一番に山さ行ぐときには、今も山の神様に組全体でお参りするのだと。今現在、マタギの生活している人はおりません。親から子へ、先達から後進へと受け継がれた厳格で厳しいマタギの狩猟様式やその文化は今もなお守り続けております。

この小説の中で、主人公がシカリから教えられる一節の中で、マタギの体は半分は親から、残りの半分は山からもらったものだから、欲を出し過ぎれば必要なものは山の神様が授けてくれるべやと、そのように書かれております。

本来、日本には、どのような場所にもどんなところにも神様が存在し、その神様に感謝して生きてきた習慣があつたのではないでしようか。自分たちの先祖だけでなく、今でも地方を始め地域には、伝統文化や習慣を守り、農業や生活の糧を得てきたのではないでしようか。大きな問題に取り組む前に、もう一度自分の身近な周りを見渡すだけ、環境問題とは決して難しい問題でないと気付くはずであります。

今、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に当たり、三年前に整備して国内法を今回新たに追加した改正部分について質問したいと存じます。

二〇〇二年六月に決定した京都議定書に関する法律は、二〇〇八年から二〇一二年までの二酸化炭素等排出ガスの基準値6%を達成することを第一と

えられたという秋田県で現役のシカリをしている、生活をしている松橋さんの言葉に、一番教えられたことは、マタギのしきたりを頭から忘れることがだ。それと山の神様さ忘れねこと。春一番に山さ行ぐときには、今も山の神様に組全体でお参りするのだと。今現在、マタギの生活している人はおりません。親から子へ、先達から後進へと受け継がれた厳格で厳しいマタギの狩猟様式やその文化は今もなお守り続けております。

考え、国内法で推進本部を設置して努力をしてきたと思います。

今回、平成十七年二月、ロシアが加入したことにより、国際法として京都議定書が発効したことになりました。国際社会にこの条約義務を果たさなければなりません。そのためには、今まで考えていた二〇〇八年から二〇一二年までの推進本部を更に二〇一二年以降の長期的な政策に取り組もうとしている点を国民に分かりやすく説明していただきたいと存じます。

次に、現在も規制をしておりますが、温室効果ガスを大量に排出する者の大臣への報告義務についてお尋ねいたします。

大臣は、これらの違反者に対して国民に公表する義務が必要だと存じておりますが、しかし、ただ公表するだけでは今までと何ら変わらないと思います。これからは、どんな企業でも個人でも社会環境に貢献していく義務が必要であります。特に、人間始め、地球、その存在にかかる重要な課題であるだけに違反者には厳しい罰則を科す必要があると思いますが、この点はどのように考えていくか、御答弁を求めます。

一方、排出ガスは、各企業だけじゃなく、国民全体の問題でないでしようか。人間が健康で安心して生活できる環境をつくらなければなりませんが、そのためには、生きていくために必要な安全な食料と水を欠かすことができません。農業や食品添加物がどのように利用されているか、どの程度安全なのか、国民に知られておりません。

何年前になるか分かりませんが、かつて食品加工品や食品の袋には生産者の住所と名前が書いてありました。しかし、最近の食品や加工品の袋には販売者の名前がありますが、生産地、生産者の名前がありません。これは消費者にとって大変不安なことではないでしょうか。少なくとも、生産された国や生産地、加工品の加工した会社名や地域住所や連絡先が記入されることが当然であると考えます。

環境問題は、各政党間の争点にしてはならない課題であります。与野党が一致して取り組むことによって、国際社会の一員としての義務が果たされることを前提に、この問題を政府一丸となつて取り組み、国民運動として盛り上げるために、小泉総理が率先してこの問題の解決に当たらなければなりません。環境大臣を統括する総理大臣として、意欲を持つて環境問題を国際人として貢献できる日本人の意気込みを示すために全力で取り組まれることを熱望し、私の質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣小池百合子君登壇、拍手〕

○國務大臣(小池百合子君) 我が国のリーダー・シップについてのお尋ねがまことにございました。我が国は、アメリカの不参加にもかかわらず、京都議定書を締結をいたしております。また、締結以降も、その早期発効を目指しまして、アメリカ、ロシアなどに對して、小泉総理以下あらゆるレベルで議定書の批准を働き掛けてきたものでございます。こうした我が国、そしてEUからの働き掛けがございまして、ロシアは議定書を批准いたしまして、結果として、今年の二月に議定書が発効したものでございます。

議定書が発効した二月十六日、その日には環境省が主催をいたしまして、京都においての記念行事を開催をいたしまして、議定書発効の意味、そ

してその意義を世界に向けて発信をいたしたところでございます。

国内対策でございますが、議定書の発効を受けまして、目標達成計画を閣議決定いたしまして、その実施に努めているところでございます。

このように、我が国は国内外において地球温暖化対策の取組を進めしておりまして、この点は国際社会にも認識されているものと考えているところでございます。

第二に、環境問題の重要性に関する国民への普及啓発についてのお尋ねでございます。

地球温暖化は、将来の世代にわたる重要な課題であります。この問題に対しても国民の関心には高いものがございます。この高い関心を具体的な行動に結び付けて、そしてライフスタイル、ワーカスタイルを変革していくことが必要となつております。

このため、環境省におきまして、地球温暖化防止に関する大規模な国民運動を展開することとしておりまして、具体的には、例えば今年六月、環境月間でございますが、この六月を中心として、経済界、労働団体を始めといたします各界各層と連携して、テレビ、ラジオ、新聞などを有機的に用いて、温暖化の危機的状況の周知、そして具体的な温暖化防止行動の実践を促します集中キャンペーンを実施することいたしております。

第三に、地球温暖化対策推進本部における長期的政策への取組についてのお尋ねがございました。地球温暖化対策推進本部の所掌事務に長期的政策を加えている趣旨は、京都議定書に定められた

先進国の削減約束の達成は温室効果ガスの大気中濃度の安定化という気候変動枠組条約の究極的な目的の達成のための一里塚であつて、更なる長期的、継続的な排出削減が必要だということにあります。

その趣旨は目標達成計画にも明記をいたしております。そのお尋ねがございました。

第四に、温室効果ガスの排出量の報告に関する罰則についてのお尋ねがございました。

温室効果ガスの算定・報告・公表制度は、事業者の自発的な取組を促すものでございます。国

は、報告された事業所ごとの排出量データを集計して、企業別の排出量データなどを公表すること

といたしております。その上で、報告の義務に違反する者に対しては、違反者の氏名などの公表ではなくて直接に過料に処することいたしました

て、その額は、類似制度におけるバランスを考慮いたしまして、二十万円以下といたしているところでございます。これによつて報告義務の実効性を確保することいたしております。(拍手)

○國務大臣(島村宜伸君) 大石議員の御質問にお答えいたしました。

食品添加物の表示についてのお尋ねであります。が、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、いわゆるJAS法におきましては、加工食品につき原材料名を表示する中で、使用された食品添加物についても表示することとなつております。なお、JAS法では、生鮮食料品については名称と原産地を、加工食品については名称、原材料名などのほか、国内で製造された食品に

あつては製造者名又は販売者名を、輸入された食品にあつては原産国名、輸入者名を表示することとなつてゐるところであります。

以上。(拍手)

〔國務大臣尾辻秀久君登壇、拍手〕

○國務大臣(尾辻秀久君) 食品添加物の表示についてお尋ねがございました。

食品衛生法に基づく表示は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するためのものでございまして、国民の健康の保護に重要な役割を果たしております。

お尋ねの食品添加物の表示につきましては、このように趣旨にのつとり、食品衛生法に基づき、原則として、使用した添加物の名称等の表示を義務付けております。なお、食品衛生法では、製造者の名称及び製造所の所在地、又は販売者の名称やその住所と製造所固有の記号の表示が義務付けられておるところでございます。

水道の浄水方法についてのお尋ねがございました。

水道の浄水方法につきましては、水道法により、健康影響防止等の観点から水質基準を設定いたしますとともに、浄水処理で使用する薬品につきましても健康影響が生じないよう技術的基準を定めております。これらの基準に適合した浄水処理がなされるのであれば、緩速ろ過、急速ろ過、いずれの方法であつても水道水は健康上安全であると考えております。

水道の水質の確保につきましては、水道法によ

り、健康影響防止等の観点から水質基準を設定いたしますとともに、浄水処理で使用する薬品につきましても健康影響が生じないよう技術的基準を定めております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、本法律案は、厚生労働委員会において全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決定したものであり、何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

きものと考えております。(拍手)

した。

○議長(扇千景君) 日程第一 母体保護法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。厚生労働委員長岸宏一君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔岸宏一君登壇、拍手〕

○岸宏一君 ただいま議題となりました母体保護法の一部を改正する法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行の母体保護法では、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行ふ者が受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期限を本年七月三十一日までとしております。

本法律案は、この期限を平成二十二年七月三十

一日まで五年間延長しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、本法律案は、厚生労働委員会において全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決定したものであり、何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

にかんがみ、特定電子メールの範囲の拡大、架空アドレスあてのメールの送信を禁止する対象の拡大及び罰則の見直し等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、三年前に当委員会提出

により制定された本法律の国際的な評価、迷惑メールの悪質化、巧妙化に対応した有効策の確立、迷惑メールによる青少年への悪影響の防止対策、行政と電気通信事業者との連携強化等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。

○議長(扇千景君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしま

す。

○議長(扇千景君) これより採決をいたしました。

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。

○議長(扇千景君) これより採決をいたしました。

○議長(扇千景君) これより採決をいたしました。

○議長(扇千景君) これより採決をいたしました。

○議長(扇千景君) これより採決をいたしました。

○議長(扇千景君) これより採決をいたしました。

○議長(扇千景君) 日程第五 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長田名部匡省君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長田名部匡省君。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

〔田名部匡省君登壇、拍手〕

○田名部匡省君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、港湾の運営の効率化による国際競争力の強化及び規制の見直しによる利便性の向上を通じて港湾の活性化を促進するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、スーパー中枢港湾施策の意義と効果、同施策における内航海運等との連携強化、港湾関係諸手続のワンストップ化の一層の促進、規制緩和に伴う港湾労働者の雇用労働環境の安定化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており

ます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。——これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

〔田名部匡省君登壇、拍手〕

○田名部匡省君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、港湾の運営の効率化による国際競争力の強化及び規制の見直しによる利便性の向上を通じて港湾の活性化を促進するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、スーパー中枢港湾施策の意義と効果、同施策における内航海運等との連携強化、港湾関係諸手続のワンストップ化の一層の促進、規制緩和に伴う港湾労働者の雇用労働環境の安定化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており

ます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○佐藤昭郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の結果と結果を御報告申し上げます。

まず、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案は、実用発電用原子炉の運転に伴つて生じた使

用済燃料の再処理等積立金の積立義務を課すとともに、当該積立金の管理を行う資金管理法人に関する事項等を定めようとするものであります。

次に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、核物質の防護対策の強化を図るため、原子炉設置者等に対し、核物質防護規定の遵守の状況に関する国

の検査の受検及び核物質の防護に関する秘密の保持を義務付けるほか、原子炉施設等の廃止措置計画の認可制度を設ける等の措置を講ずるとともに、原子炉施設等の解体等に伴い生ずる放射能濃度が著しく低い廃棄物の取扱いに関する規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、核燃料サイクルを含めた今後の原子力政策の進め方、バックエンド事業に関する官民の役割分担の明確化、核物質防護に対する国の施策、放射能濃度検認制度の厳格な運用の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、社会民主党・護憲連合を代表して近藤委員より、両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

官 報 (号外)

なお、両法律案に對してそれぞれ附帶決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百十九

二百五

十四

反対

賛成

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。

午前十時四十七分散会

出席者は左のとおり。

議員	近藤正道君	鶴淵洋子君
	又市	山本角田
		千景君
副議長	山本保君	
	征治君	

大田西田	渕上浜田	小泉昭男君	山谷えり子君	高野博師君	渡辺孝男君	木村仁君	山口那津男君	荒木清寛君	浅野勝人君	浜田四津敏子君	白浜一良君	木庭健太郎君	魚住漁	段本幸男君	浜田正昭君	風間正昭君	山崎正昭君	田中直紀君	若林正俊君	坂本由紀子君	谷合正明君
------	------	-------	--------	-------	-------	------	--------	-------	-------	---------	-------	--------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------

三浦金田	勝年君	浮島とも子君	澤雄二君	遠山清彦君	松あきら君	佐藤昭郎君	弘友和夫君	岸宏一君	亀井郁夫君	山下栄一君	田中直紀君	佐藤泰三君	泉信也君	岩井國臣君						
------	-----	--------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------

谷合正明君	坂本由紀子君	浮島とも子君	澤雄二君	遠山清彦君	松あきら君	佐藤昭郎君	弘友和夫君	岸宏一君	亀井郁夫君	山下栄一君	田中直紀君	佐藤泰三君	泉信也君	岩井國臣君						
-------	--------	--------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------

三浦金田	勝年君	浮島とも子君	澤雄二君	遠山清彦君	松あきら君	佐藤昭郎君	弘友和夫君	岸宏一君	亀井郁夫君	山下栄一君	田中直紀君	佐藤泰三君	泉信也君	岩井國臣君						
------	-----	--------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------

阿部正俊君	保坂三藏君	浮島とも子君	澤雄二君	遠山清彦君	松あきら君	佐藤昭郎君	弘友和夫君	岸宏一君	亀井郁夫君	山下栄一君	田中直紀君	佐藤泰三君	泉信也君	岩井國臣君						
-------	-------	--------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------

阿部正俊君	保坂三藏君	浮島とも子君	澤雄二君	遠山清彦君	松あきら君	佐藤昭郎君	弘友和夫君	岸宏一君	亀井郁夫君	山下栄一君	田中直紀君	佐藤泰三君	泉信也君	岩井國臣君						
-------	-------	--------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------

竹山裕君	藤末健三君	糸数慶子君	藤本祐司君	白眞勲君	小林正夫君	喜納昌吉君	白眞勲君	小林正夫君												
------	-------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------

官 報 (号 外)

内閣委員	辞任	田 英夫君	近藤 正道君	同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通 知した。
内閣委員	補欠	木俣 佳丈君	谷 博彦君	廢棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を 改正する法律
内閣委員	井上 哲士君	中村 博彦君	中村 博彦君	厚生労働委員
内閣委員	藤原 正司君	竹中 平藏君	竹中 平藏君	経済産業委員
内閣委員	高橋 千秋君	小池 晃君	田 英夫君	総務委員
内閣委員	内藤 正光君	齋藤 効君	英夫君	災害対策特別委員
内閣委員	小川 勝也君	市田 忠義君	和田ひろ子君	厚生労働委員会
内閣委員	高橋 千秋君	江田 五月君	吉川 春子君	足立 信也君
内閣委員	内藤 正司君	柳田 稔君	佐藤 泰介君	林 久美子君
内閣委員	内藤 正司君	岡崎トミ子君	千葉 景子君	同日委員長から次の議案が提出された。
内閣委員	内藤 正司君	築瀬 進君	前田 武志君	母体保護法の一部を改正する法律案(厚生労働 委員長提出)(参第三号)
内閣委員	内藤 正司君	峰崎 直樹君	北澤 俊美君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改 正する法律案(閣法第七九号)
内閣委員	内閣委員	高野 博師君	麻生 太郎君	同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため 衆議院に送付した。
内閣委員	内閣委員	細田 博之君	尾辻 秀久君	母体保護法の一部を改正する法律案(厚生労働 委員長提出)(参第三号)
内閣委員	内閣委員	小池百合子君	島村 宜伸君	同日議長は、次の衆議院提出案を環境委員会に付 託した。
内閣委員	内閣委員	高野 博師君	中川 昭一君	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律 案(第百五十九回国会衆第一四号)審査報告書
内閣委員	内閣委員	水落 敏栄君	水落 敏栄君	同日議長は、次の衆議院提出案を環境委員会に付 託した。
内閣委員	内閣委員	藤本 祐司君	有村 治子君	浄化槽法の一部を改正する法律案(衆第一七号) 労働委員会に付託した。
内閣委員	内閣委員	藤本 祐司君	峰崎 直樹君	内閣委員長から次の報告書が提出された。 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正す る法律案(閣法第六号)審査報告書
内閣委員	内閣委員	坂本由紀子君	坂本由紀子君	内閣委員長から次の報告書が提出された。 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 の一部を改正する法律案(閣法第七三号)審査報 告書
内閣委員	内閣委員	家西 悟君	白 真勲君	内閣委員長から次の報告書が提出された。 原子力発電における使用済燃料の再処理等のた めの積立金の積立て及び管理に関する法律案 (閣法第四四号)審査報告書
内閣委員	内閣委員	小池 晃君	市田 忠義君	内閣委員長から次の報告書が提出された。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を 改正する法律案
内閣委員	内閣委員	近藤 正道君	岡田 直樹君	内閣委員長から次の報告書が提出された。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を 改正する法律案
内閣委員	内閣委員	近藤 正道君	岡田 直樹君	内閣委員長から次の報告書が提出された。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を 改正する法律案

<p>の送信の悪質化及び巧妙化の状況にかんがみ、電子メールの利用についての良好な環境を確保するため、特定電子メールの範囲を拡大するほか、架空電子メールアドレスによる送信及び送信者情報を偽った送信の禁止について規定の整備等を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。</p> <p>一、費用</p> <p>本法施行のため、別に費用を要しない。</p>	
第四章 雜則(第二十八条—第三十条)	第五章 罰則(第三十一条—第三十五条)
附則	<p>第一章 総則</p> <p>第二条第二号中「個人(事業のために電子メールの受信をする場合における個人を除く。)」を「者」に改め、同条に次の二号を加える。</p> <p>四 架空電子メールアドレス 次のいずれにも該当する電子メールアドレスをいう。</p> <p>イ 多数の電子メールアドレスを自動的に作成する機能を有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。)を用いて作成したものであること。</p> <p>ロ 現に電子メールアドレスとして利用する者がいるものであること。</p>
参議院議長 扇 千景殿	<p>五 電子メール通信業務 電子メールに係る電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。</p> <p>第二条の次に次の章名を付する。</p> <p>第二章 特定電子メールの送信の適正化のための措置等</p>
衆議院議長 河野 洋平	<p>第三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。</p> <p>(架空電子メールによる送信の禁止)</p> <p>第五条 送信者は、自己又は他人の営業のために多数の電子メールの送信をする目的で、架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信をしてはならない。</p> <p>第二十条中「前二条を「前三条」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第三十四条とし、同条の次に次の二条を加える。</p>
第一章 総則(第一条・第二条)	<p>第二章 特定電子メールの送信の適正化のための措置等(第三条—第十三条)</p> <p>第三章 登録送信適正化機関(第十四条—第二十七条)</p>

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により第十四条第一項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第二十六条 登録送信適正化機関は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え、特定電子メール等送信適正化業務に関し総務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(公示)

第二十七条 総務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十四条第一項の登録をしたとき。
- 二 第十九条の規定による届出があつたとき。
- 三 第二十一条の規定による届出があつたとき。

(四) 第二十五条の規定により第十四条第一項の登録を取り消し、又は特定電子メール等送信適正化業務の停止を命じたとき。

第四章 雜則

第十三条の見出しを「登録送信適正化機関の登録」に改め、同条第一項を削り、同条第一項中「指定法人は」を「総務大臣は、その登録を受けた者(以下「登録送信適正化機関」という。)に、「を行うものとする」を「(以下「特定電子メール等送信適正化業務」という。)を行わせることができる」に改め、同項第一号中「第七条第一項又は第二項」に改め、同項第一号中「第七条第二項」を「第八条第三項」に改め、同項第三号中「特定電子メール」を「特定電子メール等」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。

- 2 前項の登録は、特定電子メール等送信適正化業務を行おうとする者の申請により行う。
第十三条を第十四条とし、同条の次に次の九条を加える。

(欠格条項)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第二十五条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第十六条 総務大臣は、第十四条第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、総務省令で定める。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは高等専門学校において電気通信に関する科目を修めて卒業した者でその後一年以上電子メール通信役務に関する実務に従事した経験を有するもの又はこれと同様の知識経験を有する者が特定電子メール等送信適正化業務に従事するものであること。

(登録の更新)

第十七条 第十四条第一項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(登録の更新)

第十八条 第十四条第二項及び前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

2 第十四条第二項及び前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(特定電子メール等送信適正化業務の実施に係る義務)

第十九条 登録送信適正化機関は、公正に、かつ、第十六条第一項各号に掲げる要件及び総務省令で定める基準に適合する方法により特定電子メール等送信適正化業務を行わなければならぬ。

- 一 (変更の届出)
第十九条 登録送信適正化機関は、第十六条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前に
- 二 次に掲げる特定電子メール等送信適正化業務を行なうための措置がとられていることを

- イ 特定電子メール等送信適正化業務を行う部門に専任の管理者を置くこと。

ロ 特定電子メール等送信適正化業務の管理及び適正な実施の確保に関する文書が作成されていること。

ハ 口に掲げる文書に記載されたところに従い特定電子メール等送信適正化業務の管理及び適正な実施の確保を行う専任の部門を置くこと。

2 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

4 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

5 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

6 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

7 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

8 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

9 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

10 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

11 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

12 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

13 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

14 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

15 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

16 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

17 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

18 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

19 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

20 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

- までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 第二十条 登録送信適正化機関は、特定電子メール等送信適正化業務に関する規程(次項において「業務規程」という。)を定め、特定電子メール等送信適正化業務の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (業務規程)
- 第二十一条 登録送信適正化機関は、特定電子メール等送信適正化業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- (業務の休廃止)
- 第二十二条 登録送信適正化機関は、特定電子メール等送信適正化業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- (財務諸表等の備付け及び閲覧等)
- 第二十三条 登録送信適正化機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人による認識)によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十五条において「財務諸表等」という。を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。
- 関係人は、登録送信適正化機関の業務時間内

は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録送信適正化機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したもののが開覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて総務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第二十三条 総務大臣は、登録送信適正化機関が第十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録送信適正化機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十二条中「特定電子メール」を「特定電子メール等」に、「電子メールに係る役務」を「電子メール通信役務」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章 登録送信適正化機関

第十一条中「特定電子メール」を「特定電子メール等」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を削り、第九条第一項中「電子メールに係る役務」を「電子メール通信役務」に改め、「特定電子メール」の下に、「架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メール又は送信者情報を偽った電子メール(以下「特定電子メール等」とい

う。)」を加え、同条第二項中「電子メールに係る役務」を「電子メール通信役務」に、「特定電子メール」を「特定電子メール等」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(電気通信役務の提供の拒否)

第十二条 電気通信事業者は、一時に多数の架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子

メールの送信がされた場合において自己の電子メール通信役務の円滑な提供に支障を生ずるおそれがあると認められるとき、その他電子メールの送受信上の支障を防止するため電子メール通信役務の提供を拒むことについて正当な理由があると認められる場合には、当該支障を防止するために必要な範囲内において、当該支障を生じさせるおそれのある電子メールの送信をする者に対し、電子メール通信役務の提供を拒むことができる。

一 当該電子メールの送信に用いた電子メールアドレス

二 当該電子メールの送信に用いた電気通信設備(電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。)を識別するための文字、番号、記号その他の符号

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)
第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)
第七条 政府は、この法律の施行後三年以内に、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 電子メール通信役務を提供する者は、第五条の規定に違反して架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信がされたと認めるときは、総務大臣に対し、適当な措置をとるべきことを申し出ることができる。

第七条を第八条とする。

第六条中「第三条」を「第三条若しくは第四条」という。第十四条第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行なうことができる。新法第二十条第一項の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十
五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第四十七号の二の次に次のように加える。

四十七の三 特定電子メール等に係る登録送信適正化機関の登録	登録件数 万円
(更新の登録を除く。)	一件につき九

審査報告書

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

平成十七年五月十二日

国土交通委員長 田名部匡省
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、港湾の運営の効率化による国際競争力の強化及び規制の見直しによる利便性の向上を通じて港湾の活性化を促進するため、特定国際コンテナ埠頭の機能の高度化、出入港届の様式の統一、港湾運送事業の規制緩和、夜間入港規制の廃止等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行後、対象事業の実施のため、平成十七年度に必要となる国費は約二百五十六億円で、これは平成十七年度一般会計予算（国土交通省所管）における港湾機能高度化施設整備費

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、指定特定重要港湾の整備に当たっては、既存ストックの活用なども含め、投資の重点化・効率化に努めるとともに、適切な評価・公表を行い、その評価結果を踏まえた的確な対応がなされるよう努めること。

二、モーダルシフトを推進し、複合一貫輸送を担う物流企業による高レベルの輸送展開に十分応えられるよう、内航海運輸送の活性化、港湾ア

クセス道路の整備、鉄道輸送との連携等に係る必要な措置を講ずること。また、リードタイム縮減や港湾関係諸手続の簡素合理化に向け、港

湾物流情報プラットフォームの構築、利用拡大に努める等関係者間の一層の連携を図ること。
三、特定港湾以外の港湾における規制緩和については、各港湾の特性に配慮した対応に努めること。また、運賃・料金の規制緩和によって混乱が生じないよう環境整備を行うとともに、港湾労働者の良好な労働環境の整備及びその福利厚生事業等に係る拠出金の安定した維持・運営が図られるよう努めること。

四、港湾利用者への安全対策の啓発、航行の安全に関する情報提供の充実及び規則遵守の徹底に努めるとともに、港湾施設の耐震化の促進、災害時における港湾の相互利用体制の整備等危機管理対策に万全を期すこと。

右決議する。

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十七年四月十九日

参議院議長 扇 千景殿
衆議院議長 河野 洋平

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案
(港湾法の一部改正)
第一条 港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項第二号中「こう門」を「蘭門」に改め、同項第三号中「さん橋、浮さん橋」を「桟橋、浮桟橋」に改め、同項第四号中「橋りょう」を「橋梁」に改め、同項第十号中「港湾労働者」を「港湾における労働者」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

(指定特定重要港湾の指定)

第二条の二 国土交通大臣は、特定重要港湾であつて、長距離の国際海上コンテナ運送の用に供され、かつ、同一の民間事業者により一

体的に運営され、又は運営されることとなる岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷

さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設であつて国土交通省令

で定める規模以上の国際コンテナ埠頭を有するもののうち、コンテナ取扱量その他の国土

交通省令で定める事情を勘案し、当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化により当該特定重要港湾の運営の効率化を図ることが国際競争力の強化のために特に重要なものを、指定特定重要港湾として指定するものとする。

2 前項の指定は、二以上の特定重要港湾の港湾管理者の連携による取組が、その運営の効率化に資すると認められるときは、当該二以上

の特定重要港湾について一体としてすることができる。

3 國土交通大臣は、第一項の指定をするときは、國土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 國土交通大臣は、第一項の指定特定重要港湾(以下単に「指定特定重要港湾」という。)について指定の事由がなくなつたと認めるとき

は、当該指定特定重要港湾について指定を取り消すものとする。

5 第三項の規定は、前項の指定の取消しについて準用する。

第十二条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号の二中「の外」を「のほか」に、「埋立」を「埋立て」に改め、同項第八号中「且つ」を「かつ」に改め、同項第十一号中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同項第十一号の二中「の外」を「のほか」に、「積卸」を「積卸し」に、「あつ旋」を「あつせん」に改め、同項第十二号中「港湾労務者」を「港湾における労働者」に改める。

第五十条中「国土交通大臣は」の下に「前項に掲げるもののほか」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十二条第二項(第三十四条において準用する場合を含む。以下この項及び次条第四項において同じ。)の規定に基づく条例その他の条例又は第十二条の二の規定に基づく規程で定めるところにより行われる一般公衆の利用に供される港湾施設に係る使用の申請、第十一条第一項第五号の二に規定する入港届又は出港届その他の港湾管理者に対して行われる申請等に係るもの(以下「申請等」という。)を申請等であつて国土交通省令で定めるものに改める。

第五十条の三の次に次の二条を加える。

(特定国際コンテナ埠頭の運営者の認定)

第五十条の四 指定特定重要港湾における第二条の二第一項に規定する国際コンテナ埠頭(以下「特定国際コンテナ埠頭」という。)を運営し、又は運営しようとする者は、指定特定重要港湾の港湾管理者(以下「特定港湾管理者」という。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が次に掲げる要件に該当するものである旨の認定を申請することができる。

一 指定特定重要港湾の港湾計画に適合するものであること。

二 指定特定重要港湾の効率的な運営に特に資するものであり、かつ、当該指定特定重要港湾の適正な運営の確保の見地から支障がないと認められること。

三 必要な経済的基礎を有し、かつ、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

四 その他国土交通省令で定める要件に適合すること。

2 特定港湾管理者は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定国際

おいて同じ。)の規定に基づく条例その他の条例又は第十二条の二の規定に基づく規程で定めるところにより行われる一般公衆の利用に供される港湾施設に係る使用の申請、第十二条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号の二中「の外」を「のほか」に、「埋立」を「埋立て」に改め、同項第八号中「且つ」を「かつ」に改め、同項第十一号中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同項第十一号の二中「の外」を「のほか」に、「積卸」を「積卸し」に、「あつ旋」を「あつせん」に改め、同項第十二号中「港湾労務者」を「港

湾における労働者」に改める。

第五十条の二に規定する入港届又は出港届その他の港湾管理者に対して行われる通知であつて国土交通省令で定めるもの(以下この条において「申請等」という。)を申請等であつて国土交通省令で定めるものに改める。

第五十条の三の次に次の二条を加える。

(特定国際コンテナ埠頭の運営者の認定)

第五十条の四 指定特定重要港湾における第二条の二第一項に規定する国際コンテナ埠頭(以下「特定国際コンテナ埠頭」という。)を運営し、又は運営しようとする者は、指定特定重要港湾の港湾管理者(以下「特定港湾管理者」という。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が次に掲げる要件に該当するものである旨の認定を申請することができる。

一 指定特定重要港湾の港湾計画に適合するものであること。

二 指定特定重要港湾の効率的な運営に特に資するものであり、かつ、当該指定特定重要港湾の適正な運営の確保の見地から支障がないと認められること。

三 必要な経済的基礎を有し、かつ、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

四 その他国土交通省令で定める要件に適合すること。

2 特定港湾管理者は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定国際

コンテナ埠頭の運営の事業が同項各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

3 特定港湾管理者は、前項の認定をしようと意を得なければならない。

4 特定港湾管理者は、第二項の認定をするに当たっては、国土交通省令で定めるところにより、当該認定の申請の内容を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定により縦覧に供された認定の申請の内容について利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、特定港湾管理者に意見書を提出することができる。

6 特定港湾管理者は、第二項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた者(以下「認定運営者」という。)の氏名又は名称、特定国際コンテナ埠頭の運営の事業の概要、前項の規定により提出された意見書の処理の経過その他の国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

7 特定港湾管理者は、特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、認定運営者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

8 特定港湾管理者は、前項の規定による勧告を受けた認定運営者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、特定港湾管理者は、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を通知しなければならない。

9 國土交通大臣は、特定港湾管理者に対し、前項前段の規定による認定の取消しに関し必要な措置をと認める意見を述べることができる。

(特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会)

第五十条の五 特定港湾管理者は、指定特定重要港湾ごとに、特定国際コンテナ埠頭の機能の高度化による当該指定特定重要港湾の運営の効率化に関する必要な協議を行うため、特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、特定港湾管理者の長、国土交通大臣その他の関係行政機関の長又はこれらの指名する職員及び認定運営者をもつて構成する。

3 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対する協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、必要な協力を求めることができる。

5 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

6 第五十五条を第五十四条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(特定国際コンテナ埠頭を構成する行政財産等の貸付け)

第五十五条 國土交通大臣は、第五十四条第一項及び国有財産法第十八条第一項の規定にかかるず、特定国際コンテナ埠頭を構成する

平成十七年五月十三日 参議院会議録第二十一号 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案

同法第三条第二項に規定する行政財産である第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設を認定運営者に貸し付けることができる。

2 國土交通大臣は、前項の貸付けをしようとするときは、当該貸付けに係る港湾施設の位置及び名称、貸付けの時期その他の國土交通省令で定める事項について、あらかじめ、特定港湾管理者の同意を得なければならない。

3 國土交通大臣は、第一項の貸付けをするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

4 特定港湾管理者は、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかると、特定国際コンテナ埠頭を構成する同法第二百三十八条第四項に規定する行政財産を認定運営者に貸し付けることができる。

5 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第二条第一項に規定する指定法人は、同法第四条第一項の規定にかかると、特定国際コンテナ埠頭を構成する同法第三条第一項第二号イに規定する岸壁等を認定運営者に貸し付けることができる。

6 第一項及び前二項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法(平成三年法律第九十号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

7 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は、第一項の貸付けについて、地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第三項から第五項ま

での規定は第四項の貸付けについて、それぞれ準用する。

8 第四項の規定により特定港湾管理者が同項に規定する行政財産を認定運営者に貸し付ける場合における第四十六条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「又は貸付を受けた者」とあるのは「貸付けを受けた者」と、「三年の期間内である場合」とあるのは「三年の期間内である場合」とあるのは

9 前各項に定めるもののほか、特定国際コンテナ埠頭の貸付けに關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第五十五条の七の次に次の二条を加える。
(特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)

第五十五条の八 國は、特定港湾管理者が認定運営者に対し、特定国際コンテナ埠頭を構成する荷さき施設その他の國土交通省令で定める港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項において準用する前条第三項の規定によるほか次項において準用する同条第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることができる。

2 前条第三項から第五項までの規定は、前項の国の貸付け及び同項の國の貸付けに係る特定港湾管理者の貸付けについて準用する。この

港湾運送事業法の一部改正

第二条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次を付する。

目次
第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 港湾運送事業等(第四条—第二十二条)
第三章 港湾運送事業抵当(第二十三条—第二十八条)

二 檢数事業等にあつては、検数事業等の公正かつ適正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。
第六条第二項中「免許を」を「許可を」に改め、同項第三号中「免許又は」を削る。
第七条及び第八条を次のように改める。

第九条第一項中「港湾運送事業者」を「港湾運送事業の許可を受けた者(以下「港湾運送事業者」という。)」に、「國土交通大臣の認可を受けなければ」を「あらかじめ、國土交通大臣に届け出なければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 國土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いを引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。

二 他の港湾運送事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。

第一項中「免許」を「許可」に改め、同条第一項中「の免許」を「の許可」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「住所」の下に「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加え、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第二項中「事業の収支見積」を「資金計画」に、「添附し」を「添付し」に改める。

第六条の見出しを「許可基準」に改め、同条第一項中「免許」を「許可」に改め、同項第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「少くとも」を「少なくとも」に、「引渡」を「引渡し」に改める。

第十二条中「港湾運送事業者は、」の下に「第九条第一項の規定により届け出た」を、「並びに」の下に「前条第一項の規定により認可を受けた」を加える。

第十五条の二を削る。

第十六条第三項及び第四項中「免許」を「許可」に改める。

第十六条の二を次のように改める。
（公正な検数事業等の確保）

第十六条の二 検数事業等の許可を受けた者は、公正に検数、鑑定又は検量を行わなければ

ばならない。

第十七条の三を削る。

条第五項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第二十条の見出しを「(事業の休廃止の届出)」に改め、同条第一項中「国土交通大臣の許可を

受けなければ」を「休止又は廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければ」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第二十一条中「利便」の下に「その他公共の利益」を加え、「左の各号に掲げる事項」を「事業計

画の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべき」とに改め、同条各号

第十二条の見出し中「免許の取消」を「許可の取消し」に改め、同条中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に、「三箇月」を「三月」に改め、「おいて」の下に「期間を定めて」を加え、「免許」を「許可」に改め、同条第一号中「基づく」を「基づく」に改める。

第二十二条の二を削り、第二十二条の三を第
二十二条の二とする。

第二十二条の四に次の二項を加える。

2 第九条第二項の規定は、港湾運送関連事業者が前項の規定により届け出た料金について

準用する。

第二十二条の五を削る。

第一項」に改め、同条を第二十二条の四とす
る。

第二十三条规定中「免許」を「許可」に改め、「及び特定港湾一般港湾運送事業者等」を削る。

第二十九条の見出し中「免許等」を「許可等」に改め、同条第一項中「免許」を削り、「附し」を

「付し」に改め、同条第二項中「免許」及び「(特
定港湾一般港湾運送事業者等を含む。以下この

章において同じ。)」を削る。

輸監理部長を含む。次項において同じ。)」を加える。

第三十一条中「免許、免許若しくは」及び「認可若しくは」を削る。

第三十二条第一項中「第二十一条(第二十二条の二第六項において準用する場合を含む。)又は

第二十二条の二第四項を第九条第一項又は第二十一条二、「聞かなければ」を「應かなければ

「許可若しくは」を削る。

第三十三条の二第一項中「はしけ運送事業の免許」を「はしけ運送事業の許可」に改

の免許」を「又はにんじん運送事業の許可」に改め、「特定港湾一般港湾運送事業者又は特定港湾におけるはしけ運送事業の許可を受けた者（以下「特定港湾はしけ運送事業者」という。）」。

平成十七年五月十三日 参議院会議録第二十一号

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条の規定(港湾法第五十条及び第五十一条の二の改正規定を除く。)及び附則第七条の規定

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

第二条並びに次条から附則第四条まで及び附則第八条から第十一条までの規定

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(港湾運送事業法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の港湾運送事業法(以下「旧港湾運送事業法」という。)第四条第一項の免許又は旧港湾運送事業法第二十二条の二送事業法」という。)第四条の許可を受けたものとみなす。この場合において、旧港湾運送事業法の規定による免許又は許可に業務の範囲の限定又は条件若しくは期限が付されているときは、当該業務の範囲の限定又は条件若しくは期限は、新港湾運送事業法の規定による許可に付されたものとみなす。

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧港湾運送事業法第九条第一項の認可を受けている運賃及び料金又は旧港湾運送事業法第二十二条の二第三項の規定により届け出た運賃及び料金は、新港湾運送事業法第九条第一項

の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

第四条 前二条に定めるもののほか、旧港湾運送事業法又は旧港湾運送事業法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、新港湾運送

事業法中相当する規定があるものは、国土交通省令で定めるところにより、新港湾運送事業法によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

(政令への委任)

第六条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第七条 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第百六十一号)第四条(許可)の規定による港湾運送事業の許可

(一) 一般港湾運送事業の許可

(二) 港湾荷役事業の許可

(三) はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可

(四) 檜数事業の許可、鑑定事業の許可又は検量事業の許可

四十 港湾運送事業の許可

港湾運送事業法(昭和二十六年法律第一百六十一号)第四条(許可)の規定による港湾運送事業の許可

(一) 一般港湾運送事業の許可

(二) 港湾荷役事業の許可

(三) はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可

(四) 檜数事業の許可、鑑定事業の許可又は検量事業の許可

港湾の数	一港湾につき九万円
港湾の件数	一港湾につき六万円
及び港湾の数	一件一港湾につき二万円
許可件数	一件につき三万円

第四条第一項第二号中「免許又は」を削る。

(地価税法の一部改正)

第十一条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百十三の項を次のように改める。

百十三 削除

(住民基本台帳法の一部改正)

第九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百十三の項を次のように改める。

第一条第三項第四号の次に次の一号を加える。

四二 港湾法第五十五条の八第一項の規定

による国の貸付けに係る特定国際コンテナ

埠頭を構成する港湾施設の建設又は改良の

事業

第四条第一項第四号の次に次の二号を加える。

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧港湾運送事業法第九条第一項の認可を受けている運賃及び料金又は旧港湾運送事業法第二十二条の二第三項の規定により届け出た運

賃及び料金は、新港湾運送事業法第九条第一項

に「及び第五十五条の八第一項」を加え、「第五条第一項及び」を「第五条第一項並びに」に改める。

第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)の一部

を次のように改正する。

(号外)

審査報告書

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年五月十二日

経済産業委員長 佐藤 昭郎

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子力発電における使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、実用発電用原子炉の運転に伴つて生じた使用済燃料の再処理等について、使用済燃料再処理等積立金の積立義務及び当該積立金の管理を行う資金管理法人に関する事項を定める等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

核燃料サイクル政策の根幹である使用済燃料の再処理事業の重要性にかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 核燃料サイクル政策については、国の責務であることにかんがみ、事業者及び地方公共団体

との役割を明確にするとともに、具体的な将来展望を早期に示すよう努めること。

なお、核燃料サイクル関連施設の建設・運営について、国及び事業者は、事業の必要性・安

全確保への取組などについて十分な説明を行つて地元との信頼関係を構築し、その着実な実

施に努めること。

二、巨額の資金の安全・透明な管理という資金管

理法人の業務の重要性にかんがみ、資金管理法人の指定についてはその過程を明らかにするとともに、資金管理法人に対し十分な指導・監督を行うこと。また、資金管理法人の指定により、天下りが行われることがないよう厳正に取り組むこと。

三、原子力を始めとするエネルギー政策を着実に遂行するためには、政府一丸となつた取組が必要不可欠であることにかんがみ、関係省庁間に

おいて緊密な連携を図るとともに、諸外国の例を踏まえつつ、望ましい組織・体制の在り方について検討を進めるこ

右決議する。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年四月二十六日

参議院議長 扇 千景殿

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案

第一条 この法律は、原子力発電における使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、使用済燃料再処理等積立金の積立て及び管理のために必要な措置を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「使用済燃料」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。)をいう。

2 この法律において「再処理」とは、使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

3 この法律において「分離有用物質」とは、再処理に伴い使用済燃料から分離された核燃料物質その他の有用物質をいう。

4 この法律において「再処理等」とは、次に掲げるものをいう。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案

二、再処理

1 再処理に伴い使用済燃料、分離有用物質又は残存物によつて汚染された物

2 再処理施設(原子炉等規制法第四十四条第三項第二号に規定する再処理施設をいう。以下同じ。)の解体

3 前二号に掲げるもののほか、分離有用物質の貯蔵(再処理施設において行うものに限る。)その他の政令で定める行為

4 前三号に掲げるものほか、分離有用物質の貯蔵(再処理施設において行うものに限る。)その他の政令で定める行為

5 この法律において「特定実用発電用原子炉」とは、原子炉等規制法第二十三条第二項第八号に掲げる処分の方法として再処理する旨を記載して同条第一項の許可を受けた実用発電用原子炉をいう。

6 この法律において「特定実用発電用原子炉設置者」とは、特定実用発電用原子炉を設置している者をいう。

第三条 特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴つて生ずる使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣が第四項の規定により通知する額(第五項の変更の通知があつた場合は、その変更後の額)の金額を使用済燃料再処理等積立金として

積み立てなければならない。

2 使用済燃料再処理等積立金の積立ては、経済産業省令で定めるところにより、第十条第一項に規定する資金管理法人(次項及び第六条において単に「資金管理法人」という。)にしなければならない。

3 使用済燃料再処理等積立金は、資金管理法人が管理する。

4 使用済燃料再処理等積立金の額は、特定実用発電用原子炉の運転に伴う使用済燃料の発生の状況、再処理施設の再処理能力及び稼働状況(分離有用物質の発生の状況を含む。)、再処理等に要する費用その他の事項を基礎とし、経済産業省令で定める基準に従い、特定実用発電用原子炉設置者ごとに経済産業大臣が算定して通知する額とする。

5 経済産業大臣は、使用済燃料の発生の状況の著しい変化その他著しい事情の変更があると認めるとときは、前項の額の変更を通知することができる。

6 経済産業大臣は、第四項の規定により通知する場合において必要があると認めるときは、併せて、特定実用発電用原子炉設置者であった者に対して、その者が現に積み立てている使用済燃料再処理等積立金の額、再処理等に要する費用その他の事情を勘案して、使用済燃料再処理等積立金として追加して積み立てるべき金額を通知することができる。

7 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、その通知された額の金銭を使用済燃料再処理等積立金として積み立てなければならない。

(再処理事業者等の届出)

第四条 原子炉等規制法第四十四条の四第一項に規定する再処理事業者及び第一条第四項第二号に掲げる行為を業として行う者(経済産業省令で定める者を除く。以下「再処理事業者等」とい

う。)は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設の稼働状況、再処理等の実施に関する計画、再処理等に要する費用その他

経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更(経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)が生じたときも、同様とする。

(特定実用発電用原子炉設置者の届出)

第五条 特定実用発電用原子炉設置者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その者に係る特定実用発電用原子炉の運転に伴う使用済燃料の発生の状況、再処理等の実施に関する計画、再処理等に要する費用その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更(経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)が生じたときも、同様とする。

(承継)

第六条 特定実用発電用原子炉設置者等について相続又は合併があつたときは、当該特定実用発電用原子炉設置者等が積み立てた使用済燃料再処理等積立金は、当該特定実用発電用原子炉設置者等の相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が積み立てたものとみなす。

第七条 特定実用発電用原子炉設置者等(特定実用発電用原子炉設置者及び特定実用発電用原子炉設置者であつた者をいう。以下同じ。)は、再処理等の実施に要する費用に充てる場合その他使用済燃料再処理等積立金を積み立てておく必

要がないものとして経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、次項の規定により承認を受けた計画に従つて使用済燃料再処理等積立金を取り戻すことができ

る。

2 特定実用発電用原子炉設置者等は、使用済燃料再処理等積立金を取り戻そうとするときは、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)が生じたときも、同様とする。

第十二条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次項に規定する業務(以下「資金管理業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、資金管理法人として指定することができる。

一 資金管理業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 役員又は職員の構成が、資金管理業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 資金管理業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて資金管理業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 第十八条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がなつた日から二年を経過しない者でないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

(取戻し)

第六条 資金管理法人は、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料再処理等積立金に利息を付さなければならない。

第七条 特定実用発電用原子炉設置者等(特定実用発電用原子炉設置者及び特定実用発電用原子炉設置者であつた者をいう。以下同じ。)は、再処理等の実施に要する費用に充てる場合その他使用済燃料再処理等積立金を積み立てておく必

第九条 第三条及び第六条から前条までに定める(経済産業省令への委任)

第十二条 第三条及び第六条から前条までに定める

口 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受

官報(号外)

けることがなくなつた日から二年を経過しない者とする。

2 資金管理法人は、次に掲げる業務を行うものと。

一 使用済燃料再処理等積立金の管理を行うこと。

二 使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関して、取り戻された使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額が確實に再処理等に要する費用に支出されることを確認すること。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

4 資金管理法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(号外)

(事業計画等)

第十二条 資金管理法人は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、資金管理業務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 資金管理法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、資金管理業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第十三条 資金管理法人は、経済産業大臣の許可を受けなければ、資金管理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(使用済燃料再処理等積立金の運用)

第十四条 資金管理法人は、次の方法によるほか、使用済燃料再処理等積立金を運用してはならない。

一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託

業務の兼營等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

2 資金管理法人は、使用済燃料再処理等積立金に係る経理を、経済産業省令で定めるところにより、一般的の経理と区分し、使用済燃料再処理等積立金を積み立てた特定実用発電用原子炉設置者等ごとに、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(帳簿)

第十五条 資金管理法人は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、資金管理業務に関する経理を、経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(解任命令)

第十六条 経済産業大臣は、資金管理法人の役員が、この法律の規定若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反したとき、第十一条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は資金管理業務に著しく不適当な行為をしたときは、資金管理法人に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第十七条 経済産業大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、資金管理法人に対し、資金管理業務に係る監督上必要な命令をすことができる。

4 経済産業大臣は、前項の規定により使用済燃料再処理等積立金を引き渡すべき新たな資金管理法人を指定したときは、その旨を關係する特定実用発電用原子炉設置者等に通知しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十九条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定実用発電用原子炉設置者等及び再処理事業者等に対し、その業務に係る報告をさせ、又はその職員に、特定実用発電用原子炉設置者等及び再処理事業者等の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、帳

定」という。)を取り消すことができる。

一 資金管理業務を適正かつ確實に実施することができる」とができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この法律の規定若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反したとき、又は第十一條第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程によらないで資金管理業務を行つたとき。

簿、書類その他の物件を検査させることができ
る。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限
度において、資金管理法人に対し、資金管理業
務の状況若しくは資産に関し必要な報告をさ
せ、又はその職員に、資金管理法人の事務所に
立ち入り、資金管理業務の状況若しくは帳簿、
書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による立入検査をする職員は、
その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示
しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の權
限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈
してはならない。

(経過措置)

第二十条 この法律の規定に基づき命令を制定

し、又は改廃する場合においては、その命令
で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判
断される範囲内において、所要の経過措置(罰
則に関する経過措置を含む。)を定めることができ
きる。

(罰則)

第二十一条 第三条第一項又は第七項の規定に違
反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円
以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、
一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金
に処し、又はこれを併科する。

第二十三条 第二項の承認を受けずに使用済燃料
再処理等積立金を取り戻した者

一 第四条又は第五条の規定に違反して届出を
せず、又は虚偽の届出をした者

二 第七条第二項の承認を受けずに使用済燃料
再処理等積立金を取り戻した者

三 第十九条第一項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者
四 第十九条第一項の規定による検査を拒み、 妨げ、又は忌避した者
五 第十九条第一項の規定による立入検査の権 限を虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた とき。
六 第十九条第一項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をしたとき。
七 第十九条第一項の規定による検査を拒み、 妨げ、又は忌避したとき。

八 第二十三条次の各号のいずれかに該当する場合 には、その違反行為をした資金管理法人の役員 又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。
九 第二十三条次の各号のいずれかに該当する場合 には、その違反行為をした資金管理法人の役員 又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第十三条の許可を受けないで資金管理業務 の全部を廃止したとき。
二 第十五条の規定による帳簿の記載をせず、 虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた とき。
三 第十九条第二項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をしたとき。
四 第十九条第二項の規定による検査を拒み、 妨げ、又は忌避したとき。
五 第十九条第二項の規定による立入検査の権 限を虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた とき。
六 第十九条第二項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をしたとき。
七 第十九条第二項の規定による検査を拒み、 妨げ、又は忌避したとき。

八 第二十三条次の各号のいずれかに該当する場合 には、その違反行為をした資金管理法人の役員 又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。
九 第二十三条次の各号のいずれかに該当する場合 には、その違反行為をした資金管理法人の役員 又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第二十三条次の各号のいずれかに該当する場合 には、その違反行為をした資金管理法人の役員 又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。
二 第二十二条 一億円以下の罰金刑
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。ただし、第四条、第五条、第十九条 に次条の規定は、公布の日から起算して六月を 年目の年度までの各年度に均等に分割して行う ものとする。ただし、再処理等の適正な実施に 支障が生ずるおそれがないと認められる場合に し、必要があると認めるときは、この法律の規 (検討)
第二条 第十条第一項の規定による指定及びこれ に関する必要な手続その他の行為(資金管理業 務規程の認可を含む。)は、この法律の施行前に おいても、同条及び第十一条の規定の例により 行うことができる。
第三条 第三条第四項の規定は、第一項の規定により 積み立てるべき積立金に準用する。この場合に おいて、同条第四項中「特定実用発電用原子炉 の運転」とあるのは、「その運転の開始の日から この法律の施行の日の前日までの間ににおける特 定実用発電用原子炉の運転」と読み替えるもの とする。
第四条 前条第一項の規定に違反した者は、三年 以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処 し、又はこれを併科する。
第五条 この附則に定めるもののほか、この法律 の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め る。

定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年五月十二日

経済産業委員長 佐藤 昭郎
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における核燃料物質の防護をめぐる状況にかんがみ核燃料物質の防護対策の強化を図るために、原子力事業者等に対し、核物質防護規定の遵守の状況に関する秘密の受検及び特定核燃料物質の防護に関する秘密の保持を義務付けるほか、原子炉施設等の廃止について更なる安全の確保を図るために、廃止措置計画の認可制度を設ける等の措置を講ずることもに、原子炉施設等の解体等に伴い生ずる放射能濃度が著しく低い物の取扱いに関する規定を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年四月二十六日

衆議院議長 河野 洋平

原子力施設の安全確保及び国民の原子力に対する

信頼確保の重要性にかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 核物質防護検査制度の導入に当たつては、内外の情勢を踏まえ、治安当局との連携を緊密に行い、実効性の高い核物質防護規定が策定され、その確実な遵守が行われるよう事業者を指導・監督すること。

また、原子力施設における従業員等の内部脅威対策については、従業員等が不当に人権侵害を受けることがないよう、十分検討を行うこと。

二 いわゆるクリアランス制度の導入に当たつては、本制度の円滑な運用を図るために、関係省庁、地方公共団体等において緊密な連携を行うとともに、事業者に対して十分な指導・監督を行い、その厳格な運用がなされるよう万全を期すこと。

また、本制度の導入により、国民にいたずらに不安を抱かせることがないよう、その趣旨・内容の周知徹底に努めること。

右決議する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年五月十二日

参議院議長 扇 千景殿

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

「第二十二条の七」を「第二十二条の九」に、「第四十三条の三」を「第四十三条の四」に、「第五十三条の二十六」を「第四十三条の二十八」に、「第五十四条の二十四」を「第五十五条の二十六」に、「第六章 核燃料物質等の使用等に関する規制(第五十二条—第五十七条の八)」に、「第六十一条の九の二」を「第六十一条の九の四」に改める。

第十条第二項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第十一条の三第二項」を「第十一条の二第二項」に改め、同項第五号を「第六十一条の九の四」に改める。

六 前項の検査に当たつては、経済産業省令で定めるところの二とする。

第十二条の二第一項中「第十一条の三第一項」を「第十二条の二第二項」に改め、同条に次の四項を加える。

五 製錬事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、経済産業大臣が定期に行う検査を受けなければならぬ。

六 前項の検査に当たつては、経済産業大臣の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて經濟産業省令で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出

(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

七 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

八 第十二条の六第一項の規定に違反して製錬の事業を廃止したとき。

第十条第二項第十二号中「第六十二条第一項」を「第六十二条の二第一項に改め、同号を同項第十一号中「第五十九条の三第二号」とし、同項第十一号中「第五十九条第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 第十二条の六第二項の規定に違反したと認めたものと解してはならない。

「第十二条の三第一項中「第十二条の三第一項」を
「第十二条の二第一項」に改める。

第二章中第十二条の五の次に次の二条を加え
る。

(事業の廃止に伴う措置)

第十二条の六 製錬事業者は、その事業を廃止し
ようとするときは、製錬施設の解体、その保有
する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚
染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の
廃棄その他の経済産業省令で定める措置(以下
この条及び次条において「廃止措置」という。)を
講じなければならない。

2 製錬事業者は、廃止措置を講じようとすると
きは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところ
により、当該廃止措置に関する計画(以下この
条及び次条において「廃止措置計画」という。)
を定め、経済産業大臣の認可を受けなければな
らない。

3 製錬事業者は、前項の認可を受けた廃止措
置を変更しようとするときは、経済産業省令
で定めるところにより、経済産業大臣の認可を
受けなければならない。ただし、経済産
業省令で定める軽微な変更をしようとするとき
は、この限りでない。

4 経済産業大臣は、前二項の認可の申請に係
る廃止措置計画が経済産業省令で定める基準に適
合していると認めるときは、前二項の認可をし
なければならない。

5 製錬事業者は、第二項の認可を受けた廃止
措置計画(第三項又は前項の規定による変更
措置を講じた旧製錬事業者等に對し、核燃料物
質又は核燃料物質によつて汚染された物による

6 製錬事業者は、第二項の認可を受けた廃止措
置計画(第三項又は前項の規定による変更の認
可又は届出があつたときは、その変更後のもの
に従つて廃止措置を講じなければならな
い)。

7 経済産業大臣は、前項の規定に違反して廃止
措置を講じた製錬事業者に対し、核燃料物質又
は核燃料物質によつて汚染された物による災害
を防止するために必要な措置を命ずることがで
きる。

8 製錬事業者は、廃止措置が終了したときは、
その結果が経済産業省令で定める基準に適合し
ていることについて、経済産業大臣の確認を受
けなければならない。

9 製錬事業者が前項の規定による確認を受けた
ときは、第三条第一項の指定は、その効力を失
う。

(指定の取消し等に伴う措置)

第十二条の七 製錬事業者が第十条の規定により
指定を取り消されたとき、又は製錬事業者が解
散し、若しくは死亡した場合において、第八条

第一項若しくは第九条第一項の規定による承継
がなかつたときは、旧製錬事業者等(第十条の規
定により指定を取り消された製錬事業者又は

6 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃
止措置計画について第四項ただし書の経済産業
省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨
を経済産業大臣に届け出なければならない。

7 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃
止措置計画(第四項又は前項の規定による変
更の認可又は届出があつたときは、その変更後の
ものに従つて廃止措置を講じなければならな
い)。

8 経済産業大臣は、前項の規定に違反して廃止
措置を講じた旧製錬事業者等に對し、核燃料物
質又は核燃料物質によつて汚染された物による

災害を防止するために必要な措置を命ずること
ができる。

2 旧製錬事業者等は、廃止措置が終了したとき
に認可の申請をしなければならない。

3 旧製錬事業者等は、前項の認可を受けるまで
の間は、廃止措置を講じてはならない。

4 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃
止措置計画を変更しようとするときは、経済产
業省令で定めるところにより、経済産業大臣の
認可を受けなければならない。ただし、経済产
業省令で定める軽微な変更をしようとするとき
は、この限りでない。

5 経済産業大臣は、第二項及び前項の認可の申
請に係る廃止措置計画が前条第四項の絏済産業
省令で定める基準に適合していると認めるとき
は、第二項及び前項の認可をしなければならな
い。

6 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃
止措置計画について第四項ただし書の絏済産業
省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨
を絏済産業大臣に届け出なければならない。

7 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃
止措置計画(第四項又は前項の規定による変
更の認可又は届出があつたときは、その変更後の
ものに従つて廃止措置を講じなければならな
い)。

8 経済産業大臣は、前項の規定に違反して廃止
措置を講じた旧製錬事業者等に對し、核燃料物
質又は核燃料物質によつて汚染された物による

災害を防止するために必要な措置を命ずること
ができる。

2 旧製錬事業者等は、廃止措置が終了したとき
は、その結果が前条第八項の絏済産業省令で定
められた基準に適合していることについて、絏済产
業大臣の確認を受けなければならない。

3 旧製錬事業者等は、第二項第一項中「次項及び第三項」を「以
下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

4 加工事業者は、第一項の認可を受けた加工施
設に関する設計及び工事の方法について第二項
ただし書の絏済産業省令で定める軽微な変更を
したときは、その旨を絏済産業大臣に届け出な
ければならない。

5 第十六条の三第二項第一号中「前条」を「前条第
一項」に改め、「方法」の下に「(同条第二項又は第
四項の規定による変更の認可又は届出があつたと
きは、その変更後のもの)」を加える。

6 第十六条の五第一項に次のただし書を加える。
ただし、第二十条第二項中「各号の一」を「各号のい
ずれかに」に改め、同項第一号中「に」を「いずれか
に」に改め、同項第十七号を同項第十九号とし、
同項第十六号を同項第十八号とし、同項第十五号
中「第六十二条第一項」を「第六十二条の二第一項」
に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十四号
を同項第十六号とし、同項第十三号中「第五十九
条の三第二項」を「第五十九条の二第二項」に改
め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中
「第五十九条の二第二項」を「第五十九条第二項」に
改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中

「第五十八条の二第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号の次に次の二号を加える。

十一 第二十二条の八第一項の規定に違反して

加工の事業を廃止したとき。

十二 第二十二条の八第二項の規定に違反したとき。

第二十二条第六項中「第二十二条第五項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第二十二

条第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第二十二条第六項において準用する第六項」を「第二十二条第五項」に改める。

第二十二条の二を削り、第二十二条の二の二を第二十二条の二とする。

第二十二条の六第二項中「から第四項まで」を「から第五項まで」に、「前項」を「前項」に改め、「ついて」の下に「、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を加え、「これらの規定」を「同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二条の六第一項」と、同条第三項から第五項までの規定に、「加工事業者」を「加工事業者」に改める。

第三章中第二十二条の七の次に次の二条を加える。

(事業の廃止に伴う措置)

第二十二条の八 加工事業者は、その事業を廃止しようとするときは、加工施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の経済産業省令で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)

を講じなければならない。

2 加工事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第二十条の規定により加工事業者としての許可を取り消された日又は加工事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、加工事業者の廃止措置について準用する。

この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十二条の八第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第二十二条の八第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第二十二条の八第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第十

三条第一項の許可」と読み替えるものとする。

許可の取消し等に伴う措置)

第二十二条の九 加工事業者が第二十条の規定により許可を取り消されたとき、又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八条第一項若しくは第十九条第一項若しくは第十九条第一項の規定による承継がなかつたときは、旧加工事業者等の規定により許可を取り消された加工事業者又は加工事業者が解散し、若しくは死

亡した場合において、第十八条第一項若しくは

第十九条第一項の規定による承継がなかつたときはの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人

4 原子炉設置者は、第一項の認可を受けた原子炉施設に関する設計及び工事の方法について第

二条の二まで及び第二十二条の四から第二十

二条の七までの規定(これららの規定に係る罰則

同じ)は、第十六条の五、第二十一条から第二

二条の二まで及び第二十二条の四から第二十

二条の七までの規定については、第五項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を

受けるまでの間は、なお加工事業者とみなす。

2 旧加工事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第二十条の規定により加工事業者としての許可を取り消された日又は加工事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業大臣の申請をしなければならない。

3 旧加工事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第一項の規定により加工事業者とみなされた旧加工事業者等が第二項の認可を受けた場合(経済産業省令で定める場合を除く。)には、第十六条の五の規定は、適用しない。

5 第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧加工事業者等の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第二十二条の九第二項」と読み替えるほか、同条第五項中「前条第四項」とあるのは「第二十二条の八第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第二十二条の八第三項において準用する前条第八項」と読み替えるものとする。

第二十七条第一項中「次項及び第三項」を「以下の

この条」に改め、同条に次の二項を加える。

十一 第四十三条の三の二第二項の規定に違反して原子炉を廃止したとき。

十二 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

十三 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

十四 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

十五 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

十六 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

十七 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

十八 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

十九 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

二十 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

二十一 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

二十二 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

二十三 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

二十四 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

二十五 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

二十六 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

二十七 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

は、その変更後のもの)」を加える。

第二十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉については、主務省令で定める場

合を除き、この限りでない。

第三十条に次のただし書を加える。

受けた原子炉については、この限りでない。

第三十三条第二項中「各号の一に」を「各号のい

ずれかに」に改め、同項第一号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第十七号を同項第二十号とし、同項第十六号の二を同項第十九号とし、同項第十六号を同項第十八号とし、同項第十五号中

「第六十二条第一項」を「第六十二条の二第一項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十四号を

同項第十六号とし、同項第十三号中「第五十九条

の三第二項」を「第五十九条の二第二項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第五

十九条の二第二項」を「第五十九条第二項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中

「第五十八条の二第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号の次

に次の二号を加える。

十一 第四十三条の三の二第二項の規定に違反

して原子炉を廃止したとき。

十二 第四十三条の三の二第二項の規定に違反

したとき。

十三 第四十三条の三の二第二項の規定に違反

したとき。

十四 第四十三条の三の二第二項の規定に違反

したとき。

十五 第四十三条の三の二第二項の規定に違反

したとき。

十六 第四十三条の三の二第二項の規定に違反

官 報 (号 外)

第三十七条第六項中「同条第七項中「前項第一号」とあるのは第三十七条第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは第三十七条第六項において準用する第六項」とを削る。

第三十八条

第三十九条第五項中「又は」を「及び」に、「第六十五条第二項」を「第四十三条の三の二第三項」に改める。

第三十八條を次のように改める。

「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、同条第四項中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、同条第五項中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、は「第二十一条第一項に規定する主務大臣」と、「経済産業大臣」とあるのは「第二十三条第一項に規定する主務大臣」と、同条第六項中「経済産業大臣」とあるのは「第二十三条第二項に規定する主務大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と読み替えるものとする。

号 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

(原子炉の廃止に伴う措置)

第四十三条の三の二 原子炉設置者は、原子炉を廃止しようとするときは、原子炉施設の解体その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の主務省令で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）を講じなければならない。

原子炉設置者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、原子炉設置者の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは第二十三条规定第二項に規定する主務大臣」と読み替えるほか、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の二第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三条の三の二第二

項及び前項」と、「経済産業省令」とあるのは、第二十七条第一項に規定する主務省令」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の二第二項」と、「経済産業省令」とあるのは、第二十七条第一項に規定する主務省令」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の二第二項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は原子炉」と、同条第八項中

「経済産業省令」の一部を改正する法律案

二六 3 旧原子炉設置者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

3 旧原子炉設置者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は
旧原子炉設置者等の廃止措置について、第二十
二条の九第四項の規定は旧原子炉設置者等につ

いて準用する。この場合において、これらの規

定中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の三
第二項」と、「經濟產業省令」とあるのは「第七十
七条第一項に規定する主務省令」と、「經濟產業

大臣」とあるのは「第一二十三条第二項に規定する主務大臣」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第四十三条の三の二第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「又は」とあるのは「若しくは」

と、「汚染された物」とあるのは汚染された物又は原子炉」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第四十三条の三の二第三項において準用する前条第八項」と、第二十二条の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三条の三の三第一項」と、「加工事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、「第十六条の五」とあるのは「第二十九条」と読み替えるものとする。

2 第四十三条の三の四 外国原子力船運航者についての原子炉の廃止又は外国原子力船運航者の第三十三条第三項の規定による許可の取消しの場合については、政令で、外国原子力船運航者が講すべき原子炉の廃止等に伴う核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止のための措置に関し必要な事項を定めることができる。

前項の規定による政令には、必要な罰則を設

けることができる。

3 前項の罰則に規定することができる罰は、一

年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又はこれらとの併科とする。

第四十三条の四第一項中「第六十六条第三項及び第七十七条第六号の二」を「第七十七条第六号の二及び第七十八条第十六号の二」に、「再処理事業者」を「第四十四条第一項の指定を受けた者」に、「再処理施設又は同条第二項第七号」を「第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は第五十二条第二項第七号」に改める。

第四十三条の八第一項中「次項及び第三項」を

「以下この条に改め、同条に次の一項を加える。

4 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項の認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第四十三条の九第二項第一号中「前条」を「前条第一項に改め、「方法」の下に「(同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)」を加える。

第四十三条の十一第一項に次のただし書きを加える。

ただし、第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合「経済産業省令で定める場合を除く。」は、この限りでない。

第四十三条の十三に次のただし書きを加える。

ただし、第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

第四十三条の十六第二項中「各号の一」を「各号のいづれかに」に改め、同項第一号中「一に」を

「いずれかに」に改め、同項第十七号を同項第十九

号とし、同項第十六号を同項第十八号とし、同項

第十五号中「第六十二条第一項」を「第六十二条の二第一項」に改め、同号を同項第十七号とし、同

項第十四号を同項第十六号とし、同項第十三号中

「第五十九条の三第二項」を「第五十九条の二第二項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十

号中「第五十九条の二第二項」を「第五十九条第十一号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第

十一号中「第五十八条の二第二項」を「第五十八条第十二項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項

第二項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項

第十号の次に次の二号を加える。

十一 第四十三条の二十七第一項の規定に違反して使用済燃料の貯蔵の事業を廃止したとき。

十二 第四十三条の二十七第二項の規定に違反したとき。

第十一 第四十三条の二十第六項中「第四十三条の二十

第五項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第四十三条の二十第六項において準用する前

項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第四十三条の二十第六項において準用する第六

項」を、「第四十三条の二十第五項」に改める。

第四十三条の二十一削除

第四十三条の二十一削除

第四十三条の二十一削除

第四十三条の二十一削除

第四十三条の二十一削除

第四十三条の二十一削除

第四十三条の二十一削除

第四十三条の二十一削除

第四十三条の二十一削除

「「使用済燃料貯蔵事業者」を「使用済燃料貯蔵事業者」に改める。

第四章の二中第四十三条の二十六の次に次の二

条を加える。

(事業の廃止に伴う措置)

第四十三条の二十七 使用済燃料貯蔵事業者は、

その事業を廃止しようとするときは、使用済燃

料貯蔵施設の解体、使用済燃料による汚染の除

去、使用済燃料によつて汚染された物の廃棄そ

の他の経済産業省令で定める措置(以下この条

及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならぬ。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、廃止措置を講じよ

うとするときは、あらかじめ、経済産業省令で

定めるところにより、当該廃止措置に関する計

画(次条において「廃止措置計画」という。)を定

め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定

は、使用済燃料貯蔵事業者の廃止措置について

準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条の二十七第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十

三条の二十七第二項及び前項」と、同条第五項

及び第六項中「第一項」とあるのは「第四十

三条の二十七第二項」と、同条第七項中「核燃料物

質」とあるのは「使用済燃料」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第四十三条

の四第一項の許可」と読み替えるものとする。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は

旧使用済燃料貯蔵事業者等は、前項の認可を

受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならぬ

い。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は

旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置につい

て、第二十二条の九第四項の規定は旧使用済燃

たとき、又は使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の

十四第一項若しくは第四十三条の十五第一項の規定による承継がなかつたときは、旧使用済燃

料貯蔵事業者等(第四十三条の十六の規定によ

り許可を取り消された使用済燃料貯蔵事業者又

は使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死

亡した場合において、第四十三条の十四第一項若しくは第四十三条の十五第一項の規定による

承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理す

る者をいう。以下同じ。)は、第四十三条の十一、第四十三条の十七から第四十三条の二十ま

で及び第四十三条の二十二から第四十三条の二十六までの規定(これらは規定に係る罰則を含む。)の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受け

るまでの間は、なお使用済燃料貯蔵事業者とみ

なす。

2 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、

第四十三条の十六の規定により使用済燃料貯

事業者としての許可を取り消された日又は使用

済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から

経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。

3 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、前項の認可を

受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならぬ

い。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は

旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置につい

て、第二十二条の九第四項の規定は旧使用済燃

を取り消された日又は再処理事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。

3 旧再処理事業者等は、前項の認可を受けるま

での間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧再処理事業者等の廃止措置について、第二十

二条の九第四項の規定は旧再処理事業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十二条第二項」と

読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十条の五第三項におい

て準用する前条第四項」と、同条第八項中「核燃

料物質又は核燃料物質」とあるのは「使用済燃料若しくは使用済燃料から分離された物又はこれ

ら」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十条の五第三項において準用する前条第八項」と、第二十二条の九第四項中「第一項」とあるのは「第五十二条第一項」と、「加工事業者

と」とあるのは「再処理事業者」と、「第十六条の五」とあるのは「第四十六条の二の二」と読み替えるものとする。

第五十二条の二第一項第二号中「第六十一条の二の二第六項に規定する海洋投棄」を削る。

第五十二条の七第一項中「次項及び第三項」を「以下この条」に改め、同条に次の二項を加える。

4 廃棄物管理事業者は、第一項の認可を受けた特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方

法について第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第五十二条の八第二項第一号中「前条」を「前条

第一項」に改め、「方法」の下に「(同条第二項又は)第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの」を加える。

第五十二条の十第一項に次のただし書きを加える。

ただし、第五十二条の二十五第二項の認可を受けての場合(経済産業省令で定める場合を除く。)は、この限りでない。

第五十二条の十四第二項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第十八号を同項第二十

号とし、同項第十七号を同項第十九号とし、同項第十六号中「第六十二条第一項」を「第六十二条の二第一項」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十五号を同項第十七号とし、同項第十四号中

「第五十九条の三第二項」を「第五十九条の二第二項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第五十九条の二第二項」を「第五十九条第

二項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号の次に次の二号を加える。

十二 第五十二条の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止したとき。

十三 第五十二条の二二十五第二項の規定に違反したとき。

3 第五十二条の六第三項から第九項までの規定

は、廃棄事業者の廃止措置について準用する。

この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十二条の二十五第二項」と、同条第四項第一号と、同条第八項中「第六項」とあるのは

「第五十二条の十八第七項において準用する第六項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十二条の十八第七項において準用する前

項第一号」とあるのは「第五十二条の二十五第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中

「第二項」とあるのは「第五十二条の二十五第二

項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」と

あるのは「第五十二条の二第一項の許可」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第五十二条の二十六 廃棄事業者が第五十二条の十四の規定により許可を取り消されたとき、又は廃棄事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十二条の十二第二項若しくは第五十二条の十三第一項の規定による承継がなかつたときは、旧廃棄事業者等(第五十二条の十四の規定により許可を取り消された廃棄事業者又は廃棄事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十二条の十二第一項若しくは第五十二条の十三第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者)いふ。以下同じ。)は、第五十二条の十、第五十二条の十五から第五十二条の十八まで及び第五十二条の二十から第五十二条の二十四までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用について、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお廃棄事業者とみなす。

2 旧廃棄事業者等は、経済産業省令で定めるとおり、廃止措置計画」という。)を定め、絏済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定

は、廃棄事業者の廃止措置について準用する。

この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十二条の二十五第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十二条の二十五

の十四の規定により廃棄事業者としての許可を取り消された日又は廃棄事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。

3 旧廃棄事業者等は、前項の認可を受けるまで

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は

旧廃棄事業者等の廃止措置について、第二十二

条の九第四項の規定は旧廃棄事業者等(廃棄物管理事業者に係る者に限る)について準用す

る。この場合において、これらの規定中「第二

項」とあるのは「第五十一条の二十六第二項」と

読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条

第四項」とあるのは「第五十一条の二十五第三項

において準用する前条第四項」と、同条第九項

中「前条第八項」とあるのは「第五十一条の二十

五第三項において準用する前条第八項」と、第

二十二条の九第四項中「第一項」とあるのは「第

五十一条の二十六第一項」と、「加工事業者と」

とあるのは「廃棄物管理事業者」と、「第十六

条の五」とあるのは「第五十一条の十」と読み替

えるものとする。

第六章の章名を削る。

第五十二条の前に次の章名を付する。

第五章の三 核燃料物質等の使用等に関する規制

第五十六条中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「第五十七条又は第五十九条」を「第五十七条の四又は第五十七条の五」に改め、同条第十一号を次のように改める。

十一 第五十七条の六第一項の規定に違反して核燃料物質のすべての使用を廃止したとき。
第五十六条第十八号を同条第十九号とし、同条第十七号を同条第十八号とし、同条第十六号中「第六十二条第一項」を「第六十二条の二第一項」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十五号を同条第十六号とし、同条第十四号中「第五十九条

の三第二項」を「第五十九条の二第二項」に改め、

同号を同条第十五号とし、同条第十三号中「第五

十九条の二第二項」を「第五十九条第二項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第五十八条の二第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 第五十七条の六第二項の規定に違反したとき。

第五十六条の二第六項中「同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十六条の三第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十六条の三第六項において準用する第六項」とを削る。

第五十七条の二第二項を次のように改める。
2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項か

ら第八項までの規定はこの項において準用する

同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「前項」とあるのは「第

五十七条の二第一項」と、同条第三項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「製鍊事業者」とあるのは「使用者」と、同条第四項中「製鍊事業者」とあるのは「使用者」と、「使用者」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるほか、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十七条の六第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、「絏済産業省令」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第六項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「絏済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十七条の六第二項及び前項」と、「絏済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十七条の六第二項」と、「絏済産業省令」とあるのは「文部科学科

次の四条及び章名を加える。

(運搬の基準)

第五十七条の五 使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬(使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬に限る)について、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

(許可の取消し等に伴う措置)

第五十七条の七 使用者が第五十六条の規定により許可を取り消されたとき、又は使用者が解散し、若しくは死亡したときは、旧使用者等(同条の規定により許可を取り消された使用者又は使用者が解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは死亡したときの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第五十六条の二から第五十七条の五までの規定(これらの規定により、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という)を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 使用者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という)を定め、文部科学

大臣の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、使用者の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるほか、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十七条の六第二項」と、「絏済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、「絏済産業省令」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第六項中「絏済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「絏済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十七条の六第二項及び前項」と、「絏済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十七条の六第二項」と、「絏済産業省令」とあるのは「文部科学科

学省令」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「第五十七条の六第二項」と、同条第八項中「絏

済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同

条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第五十二条第一項の許可」と読み替えるものとする。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧使用者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

3 旧使用者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧使用者等の廃止措置について準用する。

この場合において、これらの規定中「第二項」と

あるのは「第五十七条の七第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えられるほか、同条第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十七条の六第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十七条の六第三項において準用する前条第八項」と読み替えるものとする。

(核原料物質の使用の届出等)

第五十七条の八 核原料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 製鍊事業者が核原料物質を製鍊の事業の用に供する場合

二 第六十一条の三第一項の許可を受けた者が国際規制物資である核原料物質を当該許可を受けた使用の目的に使用する場合

三 放射能濃度又は含有するウラン若しくはトリウムの数量が政令で定める限度を超えない核原料物質を使用する場合

2 前項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 使用の目的及び方法
三 核原料物質の種類

四 使用の場所
五 予定使用期間及び年間(予定使用期間が一年に満たない場合にあつては、その予定使用

期間)の予定使用量

六 核原料物質の使用に係る施設の位置、構造及び設備の概要

4 第一項の規定による届出をした者(以下「核原料物質使用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、政令で定めることにより、文部科学大臣に届け出なければならない。

4 核原料物質を使用する者は、核原料物質の使用(第一項第一号又は第三号に該当する使用を除く。次項において同じ。)については、文部科学省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

5 文部科学大臣は、核原料物質の使用について前項の基準に適合していないと認めるときは、当該核原料物質を使用する者に対し、その基準に適合するように是正すべきことを命ずることができ。

6 核原料物質使用者は、文部科学省令で定めるところにより、核原料物質の使用に關し文部科学省令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

7 核原料物質使用者は、当該届出に係る核原料物質のすべての使用を廃止したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

8 核原料物質使用者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

第五十九条を削る。

二 使用者(旧使用者等を含む。) 文部科学大臣

第五十八条の二第一項第三号中「原子炉設置者」の下に「旧原子炉設置者等を含む。」を加え、同条第二項及び第三項中「使用者等」を「原子力事業者等」に改め、同条を第五十八条规定する。

第五十九条の二第一項中「使用者、製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者及び使用済燃料貯蔵事業者、外国原子力船運航者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者及び使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は使用者」を「原子力事業者等」に改め、同条を第五十九条规定する。

第六十条第一項中「製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者又は使用者」を「原子力事業者等」に改め、同条第二項中「使用者等」を「原子力事業者等」に改め、同条を第五十九条规定する。

なければならぬ。

第六章 原子力事業者等に関する規制等

第五十八条の二第一項中「使用者」を削り、「及び使用者等の」を「原子力事業者等の」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「廃棄事業者及び

「廃棄事業者及び使用者(旧製鍊事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。)並びに」に改

め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号に改め、「使用施設等」を削り、「又は廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設」を「廃棄物埋設設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設等」に、

「第五十九条の二第一項、第五十九条の三第一項及び第六十六条第二項」を「次条第一項、第五十九条の二第二項及び第六十一条の二第一項」に、「使

用者等の」を「原子力事業者等の」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「廃棄事業者」の下に「(旧製鍊事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃

料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。」を加え、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 使用者(旧使用者等を含む。) 以下この号に

おいて同じ。)及び使用者から運搬を委託され

た者 文部科学大臣

第五十九条の二第一項第三号中「原子炉設置者及び」を「原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。以下この号において同じ。)及び」に改め、同

条第二項中「使用者等」を「原子力事業者等」に、「前項各号」を「同項各号」に改め、同条第三項から

第五項まで及び第八項から第十項までの規定中

「使用者等」を「原子力事業者等」に改め、同条を第五十九条规定する。

第五十九条の三第一項中「使用者、製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者及び使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び使用者」を「原子力事業者等の」に改め、同条第二項中「使用者等」を「原子力事業者等」に改め、同条を第五十九条规定する。

第五十九条の二第一項中「使用者、製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者及び

「廃棄事業者(以下この号において「使用者等」とい

う。)」を「原子力事業者等」に、「使用者等の」を「原

子力事業者等の」に改め、同条第二項中「使用者等」を「原子力事業者等」に改め、同条を第五十九条规定する。

第六十条第一項中「製鍊事業者、加工事業者、

原子炉設置者、再処理事業者又は使用者」を「原子

力事業者等」に改め、同条第二項中「使用者等」を「原子力事業者等」に改め、同条を第五十九条规定する。

者等及び旧廃棄事業者等を含む。)を除く。)に改め、同項第一号中「再処理事業者」の下に「(旧製錬事業者等、旧加工事業者等又は旧再処理事業者等を含む。)」を加え、同項第二号中「使用者」の下に「(旧使用業者等を含む。)」を加え、同項第三号中「原子炉設置者」の下に「(旧原子炉設置者等を含む。)」を加える。

第六十一条中「一に」「いづれかに」に改め、同条第九号中「第六十六条第一項の規定に基づく主務省令で定めるところにより、」を「旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等が、第十二条の七第二項、第二十二条の九第一項、第四十三条の三の三第二項、第五十一条第二項、第五十二条の二十六第二項又は第五十七条の七第二項の認可を受けた廃止措置計画(第十二条の七第二項又は第六項これららの規定を第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第五十一条第四項、第五十五条の二十六第四項及び第五十七条の七第四項において準用する場合を含む。)の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて」に改める。

(号外)

官

報

第六十一条の二原子力事業者等は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして主務省令(次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣(以下この条において「主務大臣」という。)の発する命令をいふ。以下この条において同じ。)で定める基準を

超えないことについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の確認を受けることができる。

一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧原子炉設置者等、旧加工事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。)に係る第一項の確認に関する事務の一部を、經濟産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

二 使用業者(旧使用者等を含む。) 文部科学大臣

三 原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。) 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣

四 外国原子力船運航者 国土交通大臣

五 機構は、前項の規定により確認に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。

六十一條の二の二を削る。

第六十一条の三第一項中「一に」「いづれかに」に改め、同項に次の二号を加える。

六 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等が第十二条の七第九項(第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第五十一条第四項及び第五十七条の七第四項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けた放射能濃度の測定及び評価を行ない、その結果を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

三 第一項の規定により主務大臣の確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)その他

の政令で定める法令の適用については、核燃料

物質によって汚染された物でないものとして取扱うものとする。

四 経済産業大臣は、製錬事業者、加工事業者、特定原子炉設置者(原子炉設置者のうち実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る者をいう。以下この項において

同じ。)、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等(特定原子炉設置者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。)に係る者に限る。)、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧廃棄事業者等(旧製錬事業者等、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から文部科学省令で定める期間内に、その貯蔵する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される貯蔵の期間を文部科学大臣に届け出なければならない。

八 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、第四十三条の二十八第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間において

て国際規制物資を貯蔵する場合には、文部科学省令で定めるところにより、第四十三条の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者としての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から文部科学省令で定める期間内に、その貯蔵する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される貯蔵の期間を文部科学大臣に届け出なければならない。

九 旧廃棄事業者等は、第五十一条の二第六第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間において国際規制物資を廃棄する場合には、文部科学省令で定めるところにより、第五十一条の十四の規定により廃棄事業者としての許可を取り消された日又は廃棄事業者の解散若しくは死亡の日から文部科学省令で定める期間内に、その廃棄する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される廃棄の期間を文部科学大臣に届け出なければならない。

七 第一項第六号に該当する場合には、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、文部科学省令で定めるところにより、第十条若しくは第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは

再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは第二十条、第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第五十六条の規定により加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から文部科学省令で定める期間内に、その廃棄する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される廃棄の期間を文部科学大臣に届け出なければならない。

等」という。)に関し人の障害が発生した事故(人の障害が発生するおそれのある事故を含む)、製鍊施設等の故障その他の主務省令(次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣(以下この条において「主務大臣」という。)の発する命令第五十九条第五項の規定による届出をした場合については、内閣府令)をいう。以下この条において同じ。)で定める事象が生じたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、事象の状況その他の主務省令で定める事項を主務大臣(同項の規定による届出をした場合については、都道府県公安委員会)に報告しなければならない。

一 製鍊事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製鍊事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。) 経済産業大臣(第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては経済産業大臣及び国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣)

二 使用者(旧使用者等を含む。) 文部科学大臣(第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣)

三 原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含

む。) 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣(第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては第二十三条第一項各号に定める大臣及び国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣)四　外国原子力船運航者　国土交通大臣五　核原料物質使用者　文部科学大臣第六十三条の見出しを「(警察官等への届出)」に改め、同条中「製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者、外國原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者」第六十六条第一項に規定する者を含む。次条第一項において同じ。)並びにこれらの者から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を「原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。)」に改める。

第六十四条第一項中「製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者、外國原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者(以下この条において「事業者等」という。)並びに事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者」を「原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。以下この条において同じ。)」に、「事業者等の」を「原子力事業者等の」に改め、同条第三項中「事業者等」を「原子力事業者等」に改め、同項第一号中「廃棄事業者」の下に「(旧製鍊事業者等、旧加工事業者

等及び旧廃棄事業者等を含む。」)を加え、「第五十九条の二第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同項第二号中「使用者及び」を「使用者(旧使用者等)を含む。以下この号において同じ。)及び」に、「第五十九条の二第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同項第三号中「原子炉設置者及び」を「原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。以下この号において同じ。)及び」に、「第五十九条の二第一項」を「第五十九条第一項」に改め、「第五十九条第一項」に改める。

第六十五条及び第六十六条を削る。

第六十六条の二第一項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「第六十一条の二十六第二項各号に掲げる」を「第六十一条の二十六第二項に規定する」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第六十二条の二十六第一項各号に掲げる」を「第六十二条の二十六第一項に規定する」に改め、同号を同項第六号中「第六十二条の二十五第二項各号に掲げる」を「第六十二条の二十五第二項に規定する」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第六十二条の二十五第二項各号に掲げる」を「第六十二条の二十五第二項に規定する」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第六十一条の二第四項に規定する確認に関する事務の一部 経済産業大臣

第六十六条の四第一項中「製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者」を「原子力事業者等(外国原子力船運航者を除く。以下この条において同じ。)」に、「これらの者」を「原子力事業者等」に、「主務大臣」を「次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ当該各号に定める大臣」に改め、同項に次の各号を加える。

一 製鍊事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製鍊事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。) 経済産業大臣

二 使用者(旧使用者等を含む。) 文部科学大臣

三 原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。) 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣

第六十六条の四第二項中「製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者」を「原子力事業者等」に改め、同条を第六十六条の二とする。

第六十七条第一項中「第五十九条の二第六項」を「第五十九条第六項」に、「製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使

(号外)

定により文部科学大臣、経済産業大臣若しくは国土交通大臣又は機関が処分、届出の受理その他の行為(政令で定めるものに限る)をした場合における文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣への通報その他の手続については、政令で定める。

第七十一条第八項から第十八項までを削る。

「第五十条の三第一項」に改め、「認可をし」の下に「第十二条第二項中、第五十条の四第一項」を

「第十二条第六項(第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十第三項及び第五十七条の六第三項において準用する場合を含む)若しくは第十二条の七第九項(第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十三条の二十六第四項及び第五十七条の七第四項において準用する場合を含む)の確認をし、第十二条の二第五項(第二十二条の六第二项、第五十三条の二第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の二第二項、第五十三条の二十五第二項、第五十条の三第二項、第五十二条の二十二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む)の検査をし」を加え、「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の二第一項若しくは第五項」に改め、「第五十二条の二第二項において準用する第十二条の二第三項」を削り、「第五十二条の二第一項、同条第二項において準用する第十二条の二第二項、第五十二条の二第一項」を「第五十七条の四第一項」に、「第六十一条の二第一項」を「第五十七条の八第一項」に改め、「若しくは第六十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出(国際規制物資使用者又は国際特定活動実施者に係る届出を除く)」を

削り、同項を同条第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

3 国家公安委員会又は海上保安庁長官は、前二項の規定の施行に必要な限度において、その職員(国家公安委員会にあつては、警察庁の職員)

に、原子力事業者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物

件を検査させ、又は関係者に質問させることができること

4 第六十八条第六項及び第十一項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第七十二条第一項中「第十二条の三第一項、第

二十二条の二第一項若しくは第三項」を「第十二条の二第一項若しくは第五項

(これらの規定を第二十二条の六第二項、第四十

三条の二十五第二項、第五十条の三第二項及び第

二第一項、第十二条の二第三項若しくは第五項

(これら

の二十三第一項又は第五十七条の二第一項の認

可をする場合においては、政令で定めるところ

により、あらかじめ国家公安委員会又は海上保

安庁長官の意見を聴かなければならない。

第七十二条の二の次に次の二条を加える。

(環境大臣との関係)

第七十二条の二の二 環境大臣は、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第三項において同じ。)

の適正な処理を確保するため特に必要があると認めることは、第六十一条の二第一項又は第二

項の規定の運用に関し文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣に意見を述べることがで

る。

2 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十一条の二第一項の確認をし、又は同条第二項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に連絡しなければならない。

3 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、環境大臣に対し、第六十一条の二第一項の確認を受けた物が廃棄物となつた場合におけるその処理に関し、必要な協力を求めることができる。

第七十二条の三第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中

「第五十二条の八第一項及び第五十五条の二第二項の規定による使用前検査を(及び第五十二条の八第一項の規定による使用前検査並びに第五十

五条の二第一項の規定による施設検査)に改め、

同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号

とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第十二条の六第二項及び第三項(第二十二

三条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、

第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第

三項、第五十二条の二十五第三項及び第五十

七条の六第三項において準用する場合を含

む)、第十二条の七第二項及び第四項(第二

十二条の九第五项、第四十三条の三の三第四

項、第四十三条の二十八第四項、第五十二条

第四項、第五十二条の二十六第四項及び第五

十七条の七第四項において準用する場合を含

む)、第二十二条の八第二項、第二十二条の

同条第二項において準用する第十二条の二第三

きる。

五十二条の二十六第四項及び第五十七条の七

第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

第七十八条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 第二十二条の三第一項、第三十六条第

一項、第四十三条の十九第一項、第四十九条

第一項、第五十二条の十七第一項、第五十八

条第三項又は第五十九条第四項(特定核燃料

物質の防護のために必要な措置に係る部分を

除く。)の規定による命令に違反した者

第七十八条第九号中「第二十二条の二の二第一

項」を「第二十二条の二第一項」に改め、同号の次

に次の一号を加える。

九の二 第二十二条の八第一項の規定に違反し

て加工の事業を廃止した者

第七十八条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 第四十三条の三の二第一項の規定に

違反して原子炉を廃止した者

第七十八条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 第四十三条の二十七第一項の規定に

違反して使用済燃料の貯蔵の事業を廃止した

者
第七十八条第十九号中「第五十条の三第一項」を「第五十条の二第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十九の二 第五十条の五第一項の規定に違反し

て再処理の事業を廃止した者

第七十八条第二十二号の次に次の一号を加え

る。

二十二の二 第五十一条の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止した者

第七十八条第二十四号の次に次の一号を加え

る。

二十四の二 第五十七条の六第一項の規定に違

反して核燃料物質のすべての使用を廃止した

者
第七十八条第二十六号中「第六十一条の二の二第一

項」を「第六十二条第一項」に改め、同号の次

に次の一号を加える。

二十六の二 第六十二条の三(核原料物質使用

者に係る部分を除く。)の報告をせず、又は虚

偽の報告をした者

第七十八条第二十八号中「第六十六条の四第二

項」を「第六十六条の二第二項」に改め、同条第二

十九号中「製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置

者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業

者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者(次号

及び第八十条において「製鍊事業者等」という。)

を「核原料物質使用者、国際規制物資を使用して

いる者及び国際特定活動実施者」に、「に限る」を

「を除く」に改め、同条第三十号中「製鍊事業者等」

六十二条の三第一項各号のいずれかに該当する場

合における当該各号に規定する者、同条第五項、

第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国

際特定活動実施者」に、「に限る」を「を除く」に改

め、同条に次の二号を加える。

三十一 第六十八条の三の規定に違反した者

三十二 第七十二条第三項の規定による立入り

若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは

虚偽の陳述をした者

第七十八条の四中「第六十二条の二の二第一項」

を「第六十二条第一項」に改める。

第七十九条中「五十万円」を「三百万円」に改め、

同条第二号から第五号までを削り、同条第六号を

同条第二号とし、同条第七号から第八号までを削

り、同条第九号を同条第三号とし、同条第十号中

「(第六十六条第二項において準用する場合を含

む。)、第五十八条第一項、第六十六条第二項にお

いて準用する場合を含む。)、第五十九条(第六十

六条第二項において準用する場合を含む。)又は第

六条第二項において準用する場合を含む。)」を「第六十六条第二項において準用する場合を含む。)又は第六十六条第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第十一号を第十一号とし、第十八号を第十二号とし、

七号を第十一号とし、第十八号を第十二号とし、

同号の次に次の一号を加える。

十三 第六十一条の九の三第一項の規定に違反

した者
第七十九条第十九号中「第六十二条第一項」を

「第六十二条の二第一項」に改め、同号を同条第十

四号とし、同条第二十号を削る。

合む。)」を「第五十九条第二項」に、「第五十九条の二第五項(第六十六条第二項において準用する場

合を含む。)」を「同条第五項」に改め、同号を同条

第七号とし、同条第十三号中「第五十九条の二第二

八項(第六十六条第二項において準用する場合を

含む。)」を「第五十九条第八項」に改め、同号を同

条第八号とし、同条第十四号を削り、同条中第十

五号を第九号とし、第十六号を第十号とし、第十

七号を第十一号とし、第十八号を第十二号とし、

七号を第十一号とし、第十八号を第十二号とし、

同号の次に次の一号を加える。

十三 第六十一条の九の四第一項若しくは第三項から

六十二条の九の二第一項若しくは第六十三条の規定による

届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十六条第二項において準用する場合を含む。)」を「第五十八条第二項」に改め、同号を同条

第六号とし、同条第十二号中「第五十九条の二第二

项(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)」を「第五十八条第八号」を削り、同条中第七号を第八号

とし、第四号から第六号までを「一号ずつ繰り下

げ、同条第三号中「第六十二条の三第四項」の下に

(号) 外

「若しくは第七項」を、「同条第五項」の下に「若しくは第
くは第八項」を、「同条第六項」の下に「若しくは第
九項」を加え、同号を同条第四号とし、同号の前
に次の一号を加える。

三 第五十九条第一項の規定による警察官の
停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査
を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定によ
る命令に従わなかつた者

第八十条第十一号を同条第十二号とし、同条第
十号中「製錬事業者等」を「核原料物質使用者、国
際規制物質使用者、第六十一条の三第一項各号の
いずれかに該当する場合における当該各号に規定
する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項
に規定する者並びに国際特定活動実施者」に、「を
除く」を「に限る」に改め、同号を同条第十一号と
し、同条第九号中「製錬事業者等」を「核原料物質
使用者、国際規制物質を使用している者及び国際
特定活動実施者」に、「を除く」を「に限る」に改
め、同号を同条第十号とし、同号の前に次の一号
を加える。

九 第六十二条の三(核原料物質使用者に係る
部分に限る)の報告をせず、又は虚偽の報告
をした者

第八十条の二及び第八十条の三中「に」を「い
ずれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改
る。

第八十条の四中「二十万円」を「五十万円」に改
め、同条の次に次の一条を加える。

「若しくは第七項」を、「同条第五項」の下に「若し
くは第八項」を、「同条第六項」の下に「若しくは第
九項」を加え、同号を同条第四号とし、同号の前
に次の一号を加える。

三 第五十九条第一項の規定による警察官の

停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査
を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定によ
る命令に従わなかつた者

第八十条第十一号を同条第十二号とし、同条第
十号中「製錬事業者等」を「核原料物質使用者、国
際規制物質使用者、第六十一条の三第一項各号の
いずれかに該当する場合における当該各号に規定
する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項
に規定する者並びに国際特定活動実施者」に、「を
除く」を「に限る」に改め、同号を同条第十一号と
し、同条第九号中「製錬事業者等」を「核原料物質
使用者、国際規制物質を使用している者及び国際
特定活動実施者」に、「を除く」を「に限る」に改
め、同号を同条第十号とし、同号の前に次の一号
を加える。

第八十条の二第一号中「第六十六条の二第一
項」を「第六十五条第一項」に改め、同条第二号中
「第六十六条の二第二項」を「第六十五条第二項」に
改める。

第八十二条中「に」を「いずれかに」に改め、同
条第二号中「第五十一条第二項」を「第五十条の四
第二項」に改め、同条第三号中「第二十二条の二の
二第二項(第五十条の三第二項)を「第二十二条の
二第二項(第五十条の二第二項)に改め、同条第九
号中「第五十九条の三第二項(第六十六条第二項に
おいて準用する場合を含む。)」を「第五十九条の二
第二項」に改め、同条第十号中「第六十六条第三
項」を「第六十五条第一項の三第二項」に改める。

第八十三条中「第六十一条の二第二項」を「第五
十七条の八第三項」に改める。

第八十五条第一項第一号中「第六十一条の二の
二第一項」を「第六十二条第一項」に改める。

第八十条の五 第七十六条の二及び第七十六条の
三の罪は、刑法第四条の一の例に従う。

2 第七十八条第三十一号の規定は、日本国外に
おいて同号の罪を犯した者にも適用する。

第八十二条第一号中「第八号(試験研究炉等設置
者に係る部分を除く。)」の下に「第八号の二(試
験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除
く。)」を、「第二十一号」の下に「第十六号の二
(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除
く。)」を加える。

第八十二条第一号中「第六十六条の二第一
項」を「第六十五条第一項」に改め、同条第二号中
「第六十六条の二第二項」を「第六十五条第二項」に
改める。

第八十二条中「に」を「いずれかに」に改め、同
条第二号中「第五十一条第二項」を「第五十条の四
第二項」に改め、同条第三号中「第二十二条の二の
二第二項(第五十条の三第二項)を「第二十二条の
二第二項(第五十条の二第二項)に改め、同条第九
号中「第五十九条の三第二項(第六十六条第二項に
おいて準用する場合を含む。)」を「第五十九条の二
第二項」に改め、同条第十号中「第六十六条第三
項」を「第六十五条第一項の三第二項」に改める。

第八十三条中「第六十一条の二第二項」を「第五
十七条の八第三項」に改める。

第八十五条第一項第一号中「第六十一条の二の
二第一項」を「第六十二条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正
前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制
に関する法律(以下「旧法」という。)第三十八条
第一項の規定による届出をした者(この法律の
施行前に旧法第六十五条第一項又は第三項の規
定による届出をした者を除く。)が行う当該届出
に係る原子炉の廃止に係るこの法律による改正
後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制
に関する法律(以下「新法」という。)第四十三条
の三の二第一項に規定する廃止措置に相当する
行為については、この法律の施行の日から六月
間(次項の規定による認可を申請した場合は、
その申請について認可があつた旨又は認可
をしない旨の通知を受ける日までの間)は、な
お従前の例による。

第三条 この法律の施行前に旧法第二十二条の二
第一項、第四十三条の二十一第一項又は第五十
一条の二第一項の規定による届出をした者(この
法律の施行前に旧法第六十五条第一項又は第三
項の規定による届出をした者を除く。)が行う当
該届出に係る加工施設、使用済燃料貯蔵施設又
は再処理施設に係る加工、使用済燃料の貯蔵又
は再処理の事業の廃止に係る新法第二十二条の
八第一項、第四十三条の二十七第一項又は第五
十条の五第一項に規定する廃止措置に相当する
行為については、この法律の施行の日から六月
間(次項の規定による認可を申請した場合は、
その申請について認可があつた旨又は認可
をしない旨の通知を受ける日までの間)は、な
お従前の例による。

第四条 第二項の規定により受けた認可は、新法第四
十三条の三の二第二項の規定により受けた認可
とみなす。

第五条 第二項の規定により受けた認可は、新法第四
十三条の三の二第二項の規定により受けた認可
とみなす。

申請をすることができる。

3 新法第四十三条の三の二第二項において準用
する新法第十二条の六第四項の規定は、前項の
認可について準用する。

4 第二項の規定により受けた認可は、新法第四
十三条の三の二第二項の規定により受けた認可
とみなす。

2 前項に規定する者は、この法律の施行の日か
ら六月間は、主務省令(新法第二十三条第一項
各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に
定める大臣(以下この項において「主務大臣」と
いう。)の発する命令をいう。)で定めるところによ
り、それぞれ新法第二十二条の八第二項、第四
十三条の二十七第二項又は第五十条の五第二項
に規定する廃止措置計画を定め、経済産業大臣
にその認可の申請をすることができる。

<p>3 新法第二十二条の八第三項において準用する新法第十二条の六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第二十二条の一第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可について、新法第四十三条の二十七第三項において準用する新法第十二条の六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第四十三条の二十一第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可について、新法第五十条の五第三項において準用する新法第十二条の六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第五十条の二第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可について、新法第五十七条の六第三項において準用する新法第十五条の六第四項の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>4 第二項の規定により受けた認可は、新法第五十七条の六第二項の規定により受けた認可とみなす。</p> <p>第五条 この法律の施行前に、旧法第十一条若しくは第四十六条の七の規定により指定を取り消された製鍊事業者若しくは再処理事業者、旧法第二十条、第三十三条第一項若しくは第二項、第四十三条の十六、第五十一条の十四、第五十六条若しくは第六十一条の六の規定により許可を</p> <p>第六条 この法律の施行の際に使用施設等の解体を行っている使用者(この法律の施行前に旧法第六十五条第一項又は第四項の規定による届出をした者を除く。)が行う当該使用施設等に係る核燃料物質のすべての使用の廃止に係る新法第五十七条の六第一項に規定する廃止措置に相当する行為については、この法律の施行の日から六月間(次項の規定による認可を申請した場合は、その申請について認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間)は、なお従前の例による。</p>	<p>2 前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月間は、文部科学省令で定めるところにより、新法第五十七条の六第二項に規定する廃止措置計画を定め、文部科学大臣にその認可の申請をすることができる。</p> <p>3 新法第五十七条の六第三項において準用する新法第十五条の六第四項の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>4 第二項の規定により受けた認可は、新法第五十七条の六第二項の規定により受けた認可とみなす。</p> <p>第五条 この法律の施行前に、旧法第十一条若しくは第四十六条の七の規定により指定を取り消された加工事業者、原子炉設置者、使用者は国際規制物資使用者又は旧法第六十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出をした者については、旧法第六十一条第九号及び第六十六条の規定並びに同条第二項において準用する旧法第五十七条、第五十八条から第五十九条の三まで及び第六十条第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。</p> <p>(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正)</p> <p>第六条 この法律の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。</p>
<p>第七条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることされる場合及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令(の委任)</p> <p>第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(検討)</p> <p>第十条 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正</p> <p>第十一条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二第三号中「第六十一条の二第一項」を「第五十七条の八第一項」に改める。</p> <p>(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第十二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十八条の二の次に一条を加える改正規定中「第六十八条の二」を「第六十八条の三」を第六十八条の四とし、第六十八条の二に改め、第六十八条の三に見出しとして「(包括的核実験禁止条約機関の指定する者等の立入検査等)」を付する。</p> <p>第七十六条の四を改め、同条を第七十六条の五とし、第七十六条の三を第七十六条の四とし、第七十六条の二の次に一条を加える改正規定中「第七十六条の四中「前二条」を「第七十六条の二及び前条」に、「刑法第四条の二」を「刑法第四条の二の例に、第七十六条の三の罪は同法</p>	<p>第十五条第一項第四号中「第五十八条、第五十八条の二第一項、第五十九条又は第五十九条の二第一項」を「第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八条第一項又は第五十九条第一項」に改める。</p> <p>(地価税法の一部改正)</p> <p>第十六条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二第三号中「第六十一条の二第一項」を「第五十七条の八第一項」に改める。</p> <p>(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第十七条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の二第一項、第五十九条又は第五十九条の二第一項」を「第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八条第一項又は第五十九条第一項」に改める。</p> <p>(昭和三十六年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。</p>

官報(号外)

第三条に改め、同条を第七十六条の五とし、「」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

第七十八条第三十一号中「第六十八条の三」を「第六十八条の四」に改める。

第八十条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に一号を加える改正規定中「第十一号を第十二号とし、第十号を

第十一号とし、第九号を「第十二号を第十三号」とし、第十一号を第十二号とし、第十号に、

「十 第六十七条の二第一項」を「十一 第六十

七条の二第一項」に改める。

第八十条に二号を加える改正規定中「十三

第六十八条の三第一項」を「十四 第六十八条の

三第一項」に、「十四 第六十八条の三第二項」を「十五 第六十八条の三第二項」に改め、同改

正規定の次に次のように加える。

第八十条の五第一項中「第七十六条の三」を「第七十六条の四」に、「刑法第四条の二」を「刑法第四条の二」の例に、第七十六条の三の罪は同法第三条に改める。

(テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十三条 テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十三年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「第七十六条の四」を「第八十条の五第一項」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十四条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(昭和三十二年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第二百六十六号)の項中「第五十九条の二第五項」を「第五十九

条第五項」に改める。

日程第一 母体保護法の一部を改正する法律案

(厚生労働委員長提出)

賛成者氏名

投票者氏名

二二〇名

阿部 正俊君	愛知 治郎君	脇 雅史君	朝日 俊弘君
青木 幹雄君	秋元 司君	伊藤 基隆君	池口 修次君
浅野 勝人君	荒井 正吾君	犬塚 直史君	今泉 昭君
岩井 國臣君	有村 治子君	鈴木 政二君	江田 五月君
岩永 浩美君	市川 一朗君	田中 直紀君	小川 敏夫君
大仁田 厚君	岩城 光英君	田村 耕太郎君	尾立 源幸君
太田 豊秋君	魚住 汎英君	竹中 平藏君	大久保 勉君
岡田 広君	大野つや子君	中川 雅治君	岡崎トミ子君
加納 時男君	西島 英利君	中島 啓雄君	木俣 佳丈君
	野上浩太郎君	中曾根弘文君	北澤 俊美君
	野村 哲郎君	中川 義雄君	大石 正光君
	橋本 聖子君	中島 真人君	大塚 耕平君
	長谷川憲正君	中原 爽君	喜納 昌吉君
		二之湯 智君	工藤堅太郎君
		佐藤 泰介君	小林 正夫君
		佐藤 雄平君	齋藤 駿君
		櫻井 充君	奥石 東君
		島田義哉子君	芝 博一君
			下田 敦子君

狩野 安君	片山虎之助君	景山俊太郎君	藤井 基之君
柏村 武昭君	亀井 郁夫君	加治屋義人君	藤野 公孝君
金田 勝年君	木村 仁君	岡田直樹君	真鍋 賢二君
北岡 秀二君	岸 信夫君	岡田直樹君	舛添 要一君
河合 常則君	岸 宏一君	佐藤泰介君	松村 政司君
	北川イッセイ君	佐藤泰介君	松村 祥史君
	小池 正勝君	佐藤泰介君	森山 敏栄君
	国井 正幸君	佐藤泰介君	水落 敏栄君
	倉田 寛之君	佐藤泰介君	山内 俊夫君
	小泉 顯雄君	佐藤泰介君	山崎 正昭君
	小林 温君	佐藤泰介君	山谷えり子君
	鴻池 祥肇君	佐藤泰介君	山本 順三君
	佐藤 泰三君	坂本由紀子君	山本 一太君
		清水嘉与子君	若林 正俊君
		陣内 孝雄君	吉村剛太郎君
山東 昭子君	未松 信介君	田村 公平君	朝日 俊弘君
	椎名 一保君	伊達 忠一君	大久保 勉君
	世耕 弘成君	田浦 直君	岡崎トミ子君
	鈴木 政二君	田中 直紀君	木俣 佳丈君
	田中 直紀君	田村 耕太郎君	北澤 俊美君
	岩本 司君	竹中 平藏君	大石 正光君
		鶴保 康介君	大塚 耕平君
		武見 敬三君	喜納 昌吉君
		段本 幸男君	工藤堅太郎君
		竹山 裕君	小林 正夫君
		中島 啓雄君	齋藤 駿君
		中川 雅治君	奥石 東君
		中島 真人君	芝 博一君
		中原 爽君	下田 敦子君
		二之湯 智君	
		佐藤 泰介君	
		佐藤 雄平君	
		櫻井 充君	
		島田義哉子君	

主濱 了君	遠山 清彦君	西田 實仁君	大仁田 厚君	中村 博彦君	二之湯 智君
田名部匡省君	浜田 昌良君	浜四津敏子君	太田 豊秋君	岡田 直樹君	西島 英利君
高嶋 良充君	高橋 千秋君	山口那津男君	福本 潤一君	野上浩太郎君	西銘順志郎君
谷 博之君	松 あきら君	山本 香苗君	渡辺 孝男君	柏村 武昭君	野村 哲郎君
ジルキン マルティ君	山下 栄一君	井上 哲士君	井岸 靖夫君	狩野 安君	加治屋義人君
辻 泰弘君	山本 保君	市田 忠義君	河合 常則君	岡田 広君	加納 時男君
内藤 正光君	鰐淵 洋子君	紙 智子君	岸 宏一君	金田 勝年君	景山俊太郎君
西岡 武夫君	林 久美子君	小林美恵子君	北岡 秀二君	亀井 郁夫君	片山虎之助君
白 真勲君	平野 達男君	仁比 聰平君	大門実紀史君	木村 仁君	林 芳正君
平田 健二君	広中和歌子君	大田 昌秀君	吉川 春子君	松田 岩夫君	藤野 公孝君
白田 一君	藤本 祐司君	渕上 貞雄君	近藤 正道君	松村 龍二君	真鍋 賢二君
藤末 健三君	前川 清成君	糸数 慶子君	又市 征治君	北川イッセイ君	舛添 要一君
藤原 正司君	松井 孝治君	鈴木 陽悦君	黒岩 宇洋君	岸 信夫君	荻原 健司君
前田 武志君	柳澤 光美君	森 ゆうこ君	角田 義一君	木村 由紀子君	岡田 直樹君
峰崎 直樹君	柳澤 光美君	蓮 航君	○名	吉村剛太郎君	野上浩太郎君
円 より子君	柳澤 光美君	阿部 正俊君	二〇二名	佐藤 泰三君	長谷川憲正君
築瀬 進君	柳澤 光美君	青木 幹雄君		佐藤 昭子君	橋本 聖子君
柳田 稔君	柳澤 光美君	愛知 治郎君		鴻池 祥肇君	藤井 基之君
山根 隆治君	柳澤 光美君	秋元 司君		佐藤 昭郎君	保坂 三藏君
山本 孝史君	柳澤 光美君	田浦 直君		坂本 由紀子君	松村 祥史君
和田ひろ子君	柳澤 光美君	伊達 忠一君		清水嘉与子君	森 元恒雄君
渡辺 秀央君	柳澤 光美君	田村 公平君		後藤 博子君	水落 敏栄君
魚住裕一郎君	柳澤 光美君	竹山 裕君		佐藤 昭子君	松山 政司君
加藤 修一君	柳澤 光美君	閑口 昌二君		吉村剛太郎君	中島 啓雄君
草川 昭三君	柳澤 光美君	田中 直紀君		山崎 正昭君	中島 啓雄君
澤 雄二君	柳澤 光美君	竹中 平蔵君		山崎 正昭君	中島 啓雄君
高野 博師君	柳澤 光美君	田村耕太郎君		山崎 正昭君	中島 啓雄君
谷合 正明君	柳澤 光美君	武見 敬三君		山崎 正昭君	中島 啓雄君
白浜 一良君	柳澤 光美君	有村 治子君		山崎 正昭君	中島 啓雄君
木庭健太郎君	柳澤 光美君	正吾君		山崎 正昭君	中島 啓雄君
風間 裕君	柳澤 光美君	鶴保 康介君		山崎 正昭君	中島 啓雄君
岩合 岩井 国臣君	柳澤 光美君	義雄君		山崎 正昭君	中島 啓雄君
浩美君 岩井 信也君	柳澤 光美君	一朗君		山崎 正昭君	中島 啓雄君
魚住 岩城 光英君	柳澤 光美君	一朗君		山崎 正昭君	中島 啓雄君
汎英君 岩城 光英君	柳澤 光美君	一朗君		山崎 正昭君	中島 啓雄君
中曾根弘文君 中島 啓雄君	柳澤 光美君	一朗君		山崎 正昭君	中島 啓雄君
中原 爽君 中島 啓雄君	柳澤 光美君	一朗君		山崎 正昭君	中島 啓雄君
小林 元君 郡司 彰君	柳澤 光美君	一朗君		山崎 正昭君	中島 啓雄君
北澤 俊美君 小林 正夫君	柳澤 光美君	一朗君		山崎 正昭君	中島 啓雄君
輿石 東君 工藤堅太郎君	柳澤 光美君	一朗君		山崎 正昭君	中島 啓雄君

日程第二 国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二〇二名

反対者氏名

○名

官 報 (号 外)

平成十七年五月十三日

参議院会議録第二十一号

投票者氏名

佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	佐藤 道夫君	澤 雄二君	岩井 國臣君	岩永 浩美君	魚住 汎英君	岩城 光英君	中島 真人君	中島 弘文君
櫻井 充君	高嶋 良充君	齊藤 効君	高野 博師君	大仁田 厚君	遠山 清彦君	西田 實仁君	太田 豊秋君	岡田 広君	岡田 直樹君
島田智哉子君	主濱 了君	芝 博一君	浜田 昌良君	岡田 加治屋義人君	浜田 四津敏子君	福本 潤一君	太田 豊秋君	岡田 健司君	西銘順志郎君
田名部匡省君	田名部匡省君	下田 敦子君	浜田 昌良君	大仁田 厚君	浜田 星仁君	浜田 実仁君	岡田 直樹君	野村 哲郎君	長谷川憲正君
高嶋 良充君	高嶋 千秋君	鈴木 寛君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	千葉 景子君	千葉 景子君	岡田 健司君	橋本 聖子君	西島 英利君
谷 博之君	山下 栄一君	松 あきら君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	山本 香苗君	山本 香苗君	岡田 健司君	藤野 公孝君	野上浩太郎君
辻 泰弘君	山本 保君	鰐淵 洋子君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	黒岩 宇洋君	黒岩 宇洋君	岡田 健司君	松田 岩夫君	林 芳正君
直嶋 正行君	渡辺 孝男君	鶴淵 陽悦君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	角田 義一君	角田 義一君	岡田 健司君	藤野 公孝君	藤野 公孝君
羽田雄一郎君	山本 香苗君	鈴木 陽悦君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	金田 勝年君	金田 勝年君	岡田 健司君	松村 龍二君	松村 龍二君
林 久美子君	山本 香苗君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	岸 宏一君	岸 宏一君	岡田 健司君	三浦 一水君	三浦 一水君
平野 達男君	井上 哲士君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	北岡 秀二君	北岡 秀二君	岡田 健司君	中原 爽君	中原 爽君
藤本 祐司君	緒方 靖夫君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	岸 宏一君	岸 宏一君	岡田 健司君	二之湯 智君	二之湯 智君
福山 哲郎君	小池 晃君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	河合 常則君	河合 常則君	岡田 健司君	中村 博彦君	中村 博彦君
前川 清成君	大門実紀史君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	岸 宏一君	岸 宏一君	岡田 健司君	西島 英利君	西島 英利君
松井 孝治君	吉川 春子君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	北岡 秀二君	北岡 秀二君	岡田 健司君	長谷川憲正君	長谷川憲正君
円 より子君	又市 征治君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	岸 宏一君	岸 宏一君	岡田 健司君	岩永 浩美君	岩永 浩美君
峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	河合 常則君	河合 常則君	岡田 健司君	大野つや子君	大野つや子君
柳田 稔君	水岡 俊一君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	岸 宏一君	岸 宏一君	岡田 健司君	荻原 健司君	荻原 健司君
山本 孝史君	藤原 健三君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	北岡 秀二君	北岡 秀二君	岡田 健司君	片山虎之助君	片山虎之助君
和田ひろ子君	前田 武志君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	岸 宏一君	岸 宏一君	岡田 健司君	景山俊太郎君	景山俊太郎君
渡辺 秀央君	松下 新平君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	河合 常則君	河合 常則君	岡田 健司君	鈴木 基之君	鈴木 基之君
魚住裕一郎君	藤原 正司君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	岸 宏一君	岸 宏一君	岡田 健司君	橋本 聖子君	橋本 聖子君
草川 昭三君	前川 清成君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	北岡 秀二君	北岡 秀二君	岡田 健司君	藤野 公孝君	藤野 公孝君
木庭健太郎君	松井 孝治君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	岸 宏一君	岸 宏一君	岡田 健司君	松田 岩夫君	松田 岩夫君
風間 裕君	円 より子君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	河合 常則君	河合 常則君	岡田 健司君	三浦 一水君	三浦 一水君
浮島とも子君	峰崎 直樹君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	岸 宏一君	岸 宏一君	岡田 健司君	中原 爽君	中原 爽君
若林 莲舫君	柳澤 光美君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	北岡 秀二君	北岡 秀二君	岡田 健司君	二之湯 智君	二之湯 智君
荒木 清寛君	山根 隆治君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	岸 宏一君	岸 宏一君	岡田 健司君	中村 博彦君	中村 博彦君
蓮舫君	森 ゆうこ君	市田 忠義君	浜田 星仁君	岡田 加治屋義人君	河合 常則君	河合 常則君	岡田 健司君	西島 英利君	西島 英利君
議院提出)	賛成者氏名	日程第三 淨化槽法の一部を改正する法律案(衆)	反対者氏名	一四名					
泉 信也君	阿部 正俊君	阿部 正俊君	井上 哲士君						
市川 一朗君	青木 幹雄君	青木 幹雄君	緒方 靖夫君						
荒井 広幸君	愛知 治郎君	愛知 治郎君	小池 晃君						
荒井 浅野勝人君	秋元 司君	秋元 司君	紙 智子君						
市川 一朗君	市川 一朗君	市川 一朗君	小林 美恵子君						
木庭健太郎君	和田ひろ子君	和田ひろ子君	仁比 聰平君						
風間 裕君	渡辺秀央君	渡辺秀央君	大田 昌秀君						
浮島とも子君	魚住裕一郎君	魚住裕一郎君	渕上 貞雄君						
荒井 浅野勝人君	柳田 稔君	柳田 稔君	大田 昌秀君						
若林 莲舫君	山本 孝史君	山本 孝史君	渕上 貞雄君						
青木 幹雄君	和田ひろ子君	和田ひろ子君	佐藤 泰三君						
鶴保庸介君	渡辺秀央君	渡辺秀央君	佐藤 泰三君						
武見敬三君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	佐藤 泰三君						
中川義雄君	中川義雄君	中川義雄君	佐藤 泰三君						
中川段本	中川段本	中川段本	佐藤 泰三君						
中島啓雄君	中島啓雄君	中島啓雄君	佐藤 泰三君						
小林正夫君	喜納昌吉君	喜納昌吉君	佐藤 泰三君						
小林正夫君	工藤堅太郎君	工藤堅太郎君	佐藤 泰三君						
小林正夫君	北澤俊美君	北澤俊美君	佐藤 泰三君						
小林正夫君	郡司彰君	郡司彰君	佐藤 泰三君						
小林正夫君	元君	元君	佐藤 泰三君						

官 報 (号 外)

平成十七年五月十三日

參議院會議錄第二十一號

投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十七年五月十三日 参議院会議録第二十一号

第明治二二十五年三月三十一日
郵便物認可

発行所
二東京一 独立番都五 行政區八四 法人虎ノ門四 國立印門二五 印副丁自
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 本号一部 1310円)